

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第五十五号

昭和四十八年九月十九日(水曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 柴田 健治君

理事 津川 武一君

理事 等岡 喬君

吉川 久衛君

島田 安夫君

湊 徹郎君

井上 泉君

島田 琢郎君

竹内 猛君

馬場 昇君

中川三郎君

小沢 貞孝君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

防衛施設庁長官 高松 敬治君

防衛施設庁施設部長 平井 啓一君

農林大臣官房長 三善 信二君

林野庁長官 福田 省一君

委員外の出席者

防衛庁防衛局運用課長 上野 隆史君

防衛庁経理局監査課長 相川 清君

林野庁林政部長 平松甲子雄君

労働省職業安定局長 関 英夫君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

九月十九日

辞任

米内山義一郎君

稲富 稜人君

同日

辞任

多賀谷眞稔君

小沢 貞孝君

補欠選任

米内山義一郎君

稲富 稜人君

九月十八日

圃場整備事業の通年施行に伴う生産補償制度確立に関する請願(亀岡高夫君紹介)(第一〇四四八号)

同(安田貴六君紹介)(第一〇五五四号)

なたね・れんげの転作奨励作物選定に関する請願(佐藤文生君紹介)(第一〇四九〇号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一〇五二七号)

同(森下元晴君紹介)(第一〇六〇一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について、若干の質問をいたしたいと思います。

冒頭に、全国森林計画を、従来のやり方から、地勢その他の条件を勘案して、流域別に全国の区分を分ける、これは全国森林計画の重要な一つの変更だと思ひます。

そこで、お尋ねしたいことは、従来は全国森林計画はどういうふうに分けておったか、今度は流域別に分けることになれば、幾つぐらいな流域でどういう区分に分けるか、そういうことから、これは長官から御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 民有林につきましては、地域森林計画は都道府県知事がこれを樹立することになっておりますけれども、数からいいますと、全国で二百五十六ございいます。

今回の改正案におきましては、全国におきましてそれぞれの知事が立てます民有林の地域森林計画と、それから国有林におきましてこの計画とを合わせまして、流域ごとに国有林と民有林を一つにして、一つの目標とこの基準を定めようとするところから出発したものでございいます。従来のように、国有林は国有林、民有林は民有林という考え方でなしに、これを一本にして流域計画を立てるところに大きな特徴があるわけでございいます。

流域の数は、一応現在のところでは、七十ないし八十ぐらいの数になるものと想定いたしております。ちなみにまた、国有林の地域の施設計画というものは、ちょうど八十ございいます。

その前に、全国森林計画というのがございまして、これは民有林と国有林と一緒にいたしまして、大臣が定めることになっておるものでございいます。○小沢(貞)委員 こういうように全国森林計画を基本的には、計画区分というか、それを変えた根本の理由はどういうところにあるでしょう。いままでどういう欠陥があったからこういふように流域ごとに変えようとしたか、ずばりとひとつそこを御答弁いただきたいと思ひます。

○福田政府委員 今度全国森林計画に即しまして、民有林の場合におきましては地域森林計画、国有林の場合におきましては地域施設計画、この国有林と民有林を一緒にいたしまして、その経営を大きな流域ごとに、たとえて申しますならば、木曾川の例をとりますと、木曾川の場合には、地域は長野県、岐阜県、愛知県にまたがっているわけでございいます。この三県にまたがる木曾川の流域の中にありますところの国有林と民有林というものを一緒にいたしまして、その流域の中において上流から下流にかけて、国土の保全あるいは水資源の涵養あるいは木材の生産、いろいろな機能があるわけでございいますから、そういった総合的な機能を完全に發揮できるように森林の状態というものは、樹種の点からあるいは作業種の点からあるいは伐期林の点から、どういふ状態が一番理想的であるかというところを、民有林と国有林を一緒にして森林全体としてこれを定めて、その指標を立てようとするものでございいます。それに基づきまして、国有林はそれぞれのまた地域、この三県の中に、それぞれまた国有林の場合には地域施設計画がございいます。あるいは民有林の場合には地域森林計画というのがございいます。今度はそのそれぞれの場合に、国有林の場合には営林局長、民有林の場合には都道府県知事が、いま申し上げた一つの基準に従って、さらに詳細にその場所における樹種であるとかあるいは作業種であるとかあるいは伐期林とかいふふうなものを具体的に定めてまいります。そうしますと、その森林の、国有林、民有林を一緒にしてその地域の総合的な機能が完全に發揮できるという目的が達成されるものと考えるわけでございいます。

従来の場合には、その点非常に個々ばらばらであった、非常にこまかくつくつてはあつたけれども、全体としての目標達成については総合性が欠けておつたというところが遺憾であつたわけでございいます。

が、そういう点について大きな変更をもちたらずというふうを考えております。

○小沢(員)委員 いまの長官の説明で、今度は総合性を発揮しよう、こういうことはわかりました。ただ、全国森林計画で、いま長官から木曾川の例を言われましたが、上流は長野県木曾谷、それから岐阜県、愛知県、木曾川流域はそういうふうに分かれています。それで、全国森林計画がそれでつくられて、長野県における地域森林計画、岐阜県における地域森林計画、それから愛知県における地域森林計画、これは行政区画がそれぞれ違うわけです。三県に分かれています。この間の調整はどういうふうにするか、こういうことなんです。具体的にどういうふうにするか、こういうことなんです。長野県、岐阜県、愛知県、地域森林計画は具体的に別々に知事が林政審議会に諮問してつくっていく、こういうことだと思ふのですが、行政区画の違うのを一体どういうふうにして調整をしていく、全国森林計画の意図する流域別の総合性というか、そういうものを発揮できるようにしようとしているか、こういうことであります。

それから、まだどうも私にも地理的なことがよくわからないのだが、たとえば木曾川筋でも、岐阜県なら岐阜県で全然違う県のほうに流域がいつているような場合には、またこれ、ちよつとややこしい問題になるが、その辺はどういうことになるのでしょうか。その二つ。

○福田政府委員 木曾川の流域は、いま御指摘のように三県にまたがっているわけでございます。木曾川の流域の全体の計画というのは、先ほど申し上げました地域のいわゆる流域というか、一つになるわけでございます。七十ないし八十と申し上げましたその一つになるわけでありまして、その三県にまたがる木曾川全体としての流域の森林を、どのように施業していくかという基本的な方針というものは、この流域計画にまき立てられるわけでございます。その流域計画の中でそれぞれの基準に照らして、今度はこまかい点をそれぞれの三県がこまかい基準をつくっていくわけでございます。

さいますから、その総合調整という御質問の点は、その流域計画の中ですでに調整されるというふうになるわけでございます。

なおまた、つけ加えて申し上げますけれども、そのほか、その森林地帯には、たとえば環境庁が計画いたしますところの自然公園法に基づく計画もございます。他官庁に属するいろいろな計画事項がございますが、それらの総合調整というようにすることもその全体の計画の中で策定していくわけでございます。

それで、各県がつかります前の段階のつまり流域計画というものは、そういう意味で、最初に総合調整されるものというふうに御理解いただければよいかと存じます。

○小沢(員)委員 これは長官、ちよつと大臣も聞いておいていただきたいのだが、そういうふうなぐあいになつていくと、従来の営林局の管轄の営林署に若干の苦心を加えたほうが、流域別の計画をつくる場合に都合だということになりはしないか。たとえば、長野県ばかり例にとつてあれなのですが、信濃川は長野県を通じて新潟県まで流れていくということになると、長野営林局の管内に新潟のほうも入れたほうが都合がいいとか、木曾川でいうならば、長野営林局の管内に岐阜も愛知も入れたほうがよくはないかというふうな考え、あるいはまたその逆に名古屋のほうへ長野の木曾谷を入れたほうが都合がいいとか、そういうような流域別にすることとは、局の適正配置というか、合理的な配置というか、統廃合というか、そういうようなことを、これは農林省設置法にまで発展していったら、それからその管轄の営林署をあたりにくつたりこつちにくつたりというふうなことも発展していく、そのほうが一面合理的な面がありはしないか、こう思うのだが、そういう問題については御検討をいただいたか、どういう考え方を持っているか、こういうことなんです。

○福田政府委員 最初に、全国森林計画について先ほど申し上げましたけれども、これは農林大臣がつくるわけでございますけれども、これには都道府県知事の意見も聞かなきゃならぬというふうにはなつてはいるわけでございます。それを最初に、先ほどのお答えの中で落としておりましたので、申し上げておきます。

ただいま御質問の営林局あるいは営林署との関係はどうかということでございますけれども、現在の営林局のつくつております地域施業計画、これは八十あるわけでございます。営林局は十四で、営林署が三百五十一でございます。この八十の地域施業計画というものは、行政区画というところもある程度参考にはいたしますけれども、原則的にはやはり自然条件に立脚してつくられておるものでございます。また、全国森林計画の中におきますこの流域計画というものは、原則としては、先ほど申し上げました公益的な機能あるいは経済的な機能、それらを総合した上で、最高度にその森林の機能を発揮できるような状態というものを考えまして、それに持つていくためのいろいろな施業の方法を考えて、それに従つて伐採なり造林をしていくわけでございます。どこまでもこれは自然条件というものは地理的な条件というところを原則にした区分でございます。営林局なりあるいは営林署というものは、どちらかというところ、そういう自然条件ということも考慮はいたしておりましたけれども、これはやはり行政機関でございますので、都道府県等との連絡等も考慮し、市町村界等も考慮してできたものでございますから、関連はございますけれども、いまの地域施業計画あるいは地域森林計画、その元締めをなします全国森林計画というものの直接の関連はないわけでございます。

今度の森林法の改正によりまして、この全国森林計画の中で流域という問題を取り上げたわけでございますが、これは冒頭に申し上げましたように、国有林と民有林を一緒にして理想的な森林をつくつてまいりたいということから出発しているものでございます。いまの国有林の場合の八十の地域施業計画というものと民有林の場合の先ほど申し上げ

げた七十ないし八十の流域計画というものはお互ね合致するというふうに考えております。大体、手直しをしなければならぬ点もあるいは出るかもしれないけれども、それによって直接営林局の境界あるいは営林署の存在というものをそれに基づいて直ちに修正していくというふうには直接的には考えておらないところでございます。

○小沢(員)委員 私、ここで確認をしておいてよろしいと思いますが、大臣、いま長官の答弁のように、今度は全国森林計画を流域別にやる、七十ないし八十でやる、そういうことは、局の統廃合、署の管轄の変更、統廃合等に発展をしないか、こういう質問をしたわけです。そうしたら長官は、いままでの八十の区域、民有林でいえば今度は七十ないし八十、そういうものと合致しているし、自然的、地理的条件をすでに考慮に入れている。そういうようなことから、局の統廃合とか署の管轄の変更、統廃合ということには発展はしない、これは新しい流域別の全国森林計画をつくつても変わりはないんだ、こういうふうに断定に近いことを言つておるのですが、大臣、それでいいわけですか。

○櫻内国務大臣 かりに営林署とか営林局を統廃合するような事態が起きても、それはただいま長官がお答えしたとおり、今回の全国森林計画あるいはそれに伴う新しい流域計画、そういうものとの関連でないということははっきり申し上げられると思ひます。

○小沢(員)委員 ちよつと長官と大臣の答弁に三アンスの違いがあるんだが、私は、全国森林計画を流域ごとにやる、こういうことになった場合に、局の統廃合には変更なし、そういうことはやらない、あるいはまた局の下を署をあたへ持つていったりこつちへ持つていったりするようないや何かはしない、こう長官は言っているんだが、大臣、それでいいわけですか。

○櫻内国務大臣 それはそのとおりでございます。しかしながら、そのことによつて営林署の統廃合は全然ない、他の理由で行なわれることもない

いうことがあつてはならないので、私がそのところを明白に申し上げたわけでありませう。

○小沢(眞)委員 それじゃ大臣、直接的には流域変更をもつてするものではない、そういうように理解していいわけですか。

○櫻内閣務大臣 その点は長官からお答えをいたしたとおりであります。

○小沢(眞)委員 この流域の観点で全国森林計画をする理由に、さつき説明が長官からありました。が、提案説明の中には、公益的機能の重視と、それから一方、木材生産の経済的機能とを総合的に高度に發揮しようとするために、この補足説明だが提案説明にうたわれております。だが、公益的機能を追求することと経済的機能を追求することとは、往々にして矛盾撞着に遭遇すると思つて、これはもう矛盾があると思つて、その相互矛盾する機能をそれじゃどういふように調和させていくか。ある程度の基準、ある程度の考え方、そういうものがあるでしょうか。これは流域ごとにやろうとした提案理由の説明にそういうようにうたわれてゐるわけですか。公益的機能は林政審議会の答申にもあるとおり、いよいよ今後重視していかなければならない、尊重していかなければならない。一方、この木材生産のほうの経済的機能もまた大いに今後やうていかなければいけない、そのためにやるんだ、こういうふうにいっているんだけれども、二つの中には相互に矛盾する要素がたくさんあると思つて、だから、それを調和させる基準というか、めどというか、そういうものは何を考へてゐるんでしよう。

○福田政府委員 経済的な機能と公益的な機能との調和ということが一番技術的に問題になるところでございます。具体的には、いま申し上げました資源の基本計画に基づきますところの全国森林計画というものがございませう。これが今後の日本の森林というものをどういふ状態に持っていくかという一つの考え方を示してゐるものでございませうが、この全国森林計画は一応十五年間の計画を五年ごとにつくるものでございませう。ですから、

いつでも十年の計画があるわけでございますが、この中で現在の日本の民有林の場合におきまして、あるいは国有林の場合におきまして、現在の森林をどの程度の森林に今後十年後に持っていくかという一つの目標をつくりませう。その目標に従ひまして、それでは伐採量はどれくらいにするのか、あるいは造林量はどれくらいにするのか、あるいは林道の量はどれくらいにするのか、あるいはふたつの具体的な計画がそこに出てくるわけでございます。

○小沢(眞)委員 それに基づきまして、国有林の場合あるいは民有林の場合それぞれ具体的に、国有林の場合におきましては経営の基本計画に基づく業務計画というものをつくりませう。この業務計画は五カ年ごとにつくるわけでございます。毎年これをつくりませう。五カ年間の初年度といふものがそのまま予算で組まれるわけでございます。具体的には、将来そういう優秀ないい資源を持った内容の山をつくるために毎年どれくらい切つてどれくらい植えるか、そのためにはどれくらい林道をつくるか、あるいは治山事業も含めて、これに必要な経費も入れて、それぞれ具体的に明示されるわけでございます。そういうふうな、国有林の場合におきましては民有林の場合におきまして、具体的な一つの目標に向かつて毎年実行する仕事の量といふものが定められてくるものでございませう。

○小沢(眞)委員 どうもあまりはつきりした基準も示されないようだが、時間の関係ではしよつて、さらに次の質問に移りたいと思ひます。

○福田政府委員 おつしやいますように、非常に

むづかしい問題ではございませうけれども、この森林法が通りますと、来年の四月からこれを実施に移していくという考えでございまして、それに必要な一つの基準といふようなものの作成を現在急いでいるところであります。

○小沢(眞)委員 それは基準をつくるはいいんだが、一体いつでございませうか、流域別の森林計画といふものは、もう来年の四月一日からできるわけですか。

○福田政府委員 ちよつと失礼いたしました。法律が通りました一年後にこれを施行するというふうになつております。ですから、法律が通りますれば、一年のうちにその準備を完了して、直ちに実施するといふふうにして持っていくかなければならぬわけでございます。

○小沢(眞)委員 そこで、お尋ねをしたいが、まだこれはこの国会では審議未了になるか継続審議になるかよくわからないけれども、国土総合開発法との関連についてお尋ねをしたいわけですか。

○国土総合開発法の第六條には、土地利用基本計画を設けて、都道府県知事は、当該都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の区分及びこれらの地域についての土地利用の調整に関する事項、主要な公共施設の整備の見通しに関する事項等を内容とする土地利用基本計画を定めるものとする、というふうにあるわけですか。

いまこの森林法が通つて一年以内に全国森林計画を流域別に作成するといふことと、国総法六條の關係といふものはどういふように調整をされているか、どういふ見通しのもとにやつてきておるか、どういふことをお尋ねしたいわけですか。われわれしうと考へる質問なんですが、全国流域計画といふものを早くつくりませう、しかし、国土総合開発法のこの第六條の土地利用基本計画といふものがまだできて、あとから法律ができてくる。こういうふうなことになる、これはもう全国の都道府県知事がその中を都市地域だ、農業地域だ、森林地域だ、自然公園地域だ、自然保全地域、こういう

五つのものに全部区分してしまいたい——これは一体どういふ関連性を持つわけですか。

○福田政府委員 国総法にいますところの森林地域と、森林法の地域森林計画の対象森林とが違ふかといふことでございませうけれども、国総法でいいますところの森林地域といふのは、いま御指摘ございましたように、全国土を森林といふいろいろな都市地域とか、それに区分するわけでございます。これはマクロ的な考え方でございます。

この森林地域の中にはたとえば道路もございませうし、河川もございませう、あるいは小さな部落とかいふふうなものも一緒に含んだ一つの地域を考へてゐるわけでございます。地域森林計画の対象としていいます森林は、これは今後森林として永久に経営するといふことを前提としたものでございまして、厳密な意味での森林でございませう。したがういまして、そういう道路であるとか、部落であるとか、田畑とかいふふうなものは除かれるわけでございます。また現に森林の状態をなしておりますけれども、このものが非常に小面積で分散的な森林、たとえば〇三ヘクタールぐらいのそういう分散的な森林といふものや、はつきりした公共的な計画に基づいて、これがたとえば住宅地になるといふことが公にされておるといふふうなそういうもの、つまりこれは森林としては今後持つていかなないだといふふうなものは除外されるといふふうな考へております。したがういまして、この地域森林計画でいふ森林といふのは、国総法でいふ森林と比べますと、片や非常に総括的なものでございませうけれども、これは林業の森林として今後永久に持つていき、それを林業として経営していくんだといふものを一切含めた厳密な意味での森林といふふうな御理解いただければいいかと思ひます。いづれにしましても、その具体的な取り扱いにつきましては、国総法全体の運用とも関連させながら検討を急いでいるところでございます。

○小沢(眞)委員 国総法のいう森林と森林法でいふ森林との使い分けからいしま長官は答弁されたよ

中にも入っているわけでございます。それに基づいて個々の山持ちさんがそういった計画をつくって、それで知事がそれがよろしいと思って認めた場合には、いま申し上げたいいろいろな優遇措置を考へるわけでございます。そうして育成してまいりたいというふうな考へるわけでございます。

なお、もつときびしくこの森林に対する規制をしていこうという必要がある場合におきましては、保安林の指定という制度もございします。それによつて保安林を指定してまいらなければならぬというふうに思ひます。そういう場合にはまた一つの補償措置ということも考へる必要があるわけでございまして、そういった点も考へていっているわけでございします。

○小沢(員)委員 私は、こういう問題をやつていくと、当局は、保安林制度で、こういうぐあいにやはり御答弁があるかと思つたら、案の定あつたわけですが、一体、保安林制度は、いま大体の面積と、それから民有林、国有林の面積の比率と、それから年次の、だんだんふえてきているようだが、どういう経過でふえてきているか、概略でいいです。

○福田政府委員 保安林の四十八年三月三十一日現在の状態でございしますが、合計いたしましておよそ六百九十四万ヘクタールでございします。

その内訳を簡単に申しますと、国有林がトータルで三百五十九万ヘクタール、民有林が三百三十四万ヘクタールでございまして、五二%、四八%、こういう比率になつておるものでございします。これはこの数年來相当ふやしてまいつたものでございしますが、今後も保安林につきましては、水源涵養保安林あるいは土砂崩壊、土砂流出防備保安林、特に今後は保健保安林といったようなものを増強してまいりたいというふうな計画いたしております。

○小沢(員)委員 私は、やはり私権の制限まで及んでいくことになつていくと、長官、だんだん、保安林制度を十分活用してと、こういうふうに答弁がたふんなるだろうと思つていただけ

れども、まさにそのとおりです。ただ、最近の傾向をいま聞かしていただかなかつたのだが、国有林についての保安林の面積はウエートは高くなつて、民有林のほうは逆に面積はうんと減つていくのじゃないか、解除のほうは最近はいくつ減つていくのか。その最近の傾向はどうですか。概略のことでもいいです。

○福田政府委員 保安林の比率から見て国有林が多いという理由は、これは国有林は大体脊梁山脈地帯にございします。したがって、水源涵養はもちろ、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、そういったような、一号から三号までの重要な保安林が多いわけでございします。全体の傾向といたしましては、保安林は解除される場合、指定される場合、含めまして、ふえてまいつております。

○小沢(員)委員 それで国有林のほうはふえていく率は多い。いま林野庁からもちつた数字でも、国有林は二十九年のときには八十八万六千ヘクタール、四十七年には三百五十八万ヘクタールと、これは国有林のふえ方は四倍にふえている。ところが、民有林のふえ方は、当時、二十九年は百六十三万ヘクタール、それが四十七年には三百三十三万ヘクタールというのだから、民有林は二倍にしかふえていかないというところは、私は、こういう数字から見ても、民有林に私権の制限も加えてまでやらなければいけないという方向は、困つたときには保安林制度でやりますと言うが、民有林に対する保安林の網のかけ方は少ないのじゃないか、その傾向だけを聞かしてもらいたい、こう言つていられるわけで、事務局でもいいわけですか。

○福田政府委員 失礼いたしました。昭和三十八年度末と昭和四十七年度末と両方比較いたしますと、国有林は百九十四万九千ヘクタールが三百五十九万五千ヘクタールになつております。民有林が二百三十二万八千ヘクタールが三百三十四万五千ヘクタール、こういうふうになつております。民有林のほうもふえておるわけでございします。ただ、ふえ方から申しますと、国有林の

ふえ方のほうが御指摘のように多くなつておるように見えます。

○小沢(員)委員 最近の解除の傾向はどうですか。そうしておもな理由は何ですか。

○福田政府委員 解除の状態はどうかという御質問でございしますが、これは四十二年と四十七年とを面積で対照いたしてみます。国有林におきましては四十二年に解除されましたものは千八百八ヘクタールでございまして、四十七年が千五百四十三ヘクタールというふうになつております。この中間におきましても大体似たような数字でございします。民有林におきましては、四十二年の解除面積は三千七百四十ヘクタールでございします。四十七年が四千六百六十七ヘクタールでございまして、その中間におきましては千六百から二千四百くらい面積となつております。これを合計いたしますと、四十二年は四千八百四十八ヘクタールでございしますが、四十七年六千二百十ヘクタール、その中間を申し上げますと、合計で四十三年が二千四百二十四、四十四年二千四百六十九、四十五年四千四十、四十六年三千八百六十六というぐあひになつております。四十七年が合計いたしまして若干從來より多いという数字が出ております。

○小沢(員)委員 この森林法の改正の際に保安林制度というものも手をつけたいでいるわけなんです、改正をしたいといううな案があつて、どういう経過を経て保安林制度には手をつけなかつたか。この森林法を改正する場合に保安林関係のものやろうじやないかという案があつたわけですが、なかつたか、これは保安林制度については何の改定も加えていないわけですか。その辺の経過はどうでしょうか。

○平松説明員 御存じのとおり、保安林につきましては保安林整備臨時措置法というのがございまして、來年の三月三十一日までが法の有効期間でございします。そういうふうなものもございしますので、私どもいたしましては、保安林の中に保健保安林という制度を導入いたしまして、最近の森

林に対する公益的機能の保持、ことに都市の環境整備というふうな形についての要請にこたえていくというふうなことを検討いたしておるわけでございまして、そういうふうな臨時措置法の失効期限までに保安林制度全体についての検討を加えてまいりたいというふうな考へておるわけでございまして、今回の森林法の改正の中には織り込みませんでしたけれども、來年の三月三十一日までの間に保安林制度についての検討を終了してまいりたいというふうな考へておるわけでございします。

○小沢(員)委員 そうすると、保安林制度をより強化する方向で來年の三月三十一日まで法改正その他をやつていきたい、こういうことですか。それが一つと、その方向はどういう方向でしょうか。そういうことをどういうふうに評価をしていくという方向でしょうか。

○福田政府委員 保安林整備臨時措置法を延長したいと思つております。從來十年ずつ二度延長されてきておりますが、今後もおおむね十年くらいは少なくとも延長したいと思つておりますが、その方向といたしましては、御承知のように、保安林の種類は十七種類あるわけでございします。法律では十一に区分いたしておりますけれども、この保安林の中で一番大事な、先ほど申し上げました一号から三号までは指定なり解除なりは大臣の権限になつております。つまり水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、この三種類につきましては、さらにこれを強化すると同時に、特に今後は森林の持つ公益的機能の中でも一番国民的な要請の強いいわゆる保健保安林としての機能を持つていけるもの、これが從來非常に少なかつたものでございしますから、この保健保安林を少し大幅に充実してまいりたいというところは大きな目標の一つと考へておるところでございします。

○小沢(員)委員 これは林野庁で出したのか、どこから出てきた資料か、それを見せたらうと、保健保安林の、これは保安林制度の改正の方向というものをすでに方向づけを出してあるわけですか。

ね。それにア、イ、ウ、エ、オ、この五つ載つて
いるわけです。その一つだけ長官がいま言われた
のだけれども、「風害、潮害、干害」云々「のため
の保安林の拡充」これもその一つですか。それか
ら「都道府県の保安林買入制度の創設」、これもそ
の改正の方向でしょうか。それから「保安林の指
定施設要件の改正」、それから「保安林の解除の厳
正化」、こういうようにア、イ、ウ、エ、オとある
のだが、この次の保安林の措置法の延長のとき
はこういうものを含めて改正の方向で提案をしよ
う、こういうわけでしょうか。

○平松説明員 たいだいま先生御指摘の「保安林制
度の改正方向」というのは、林野庁で昨年来検討
いたしました一応のまとめとして考えておる中身
であることは間違いないと思いますが、いま先生あ
げられました事項の中には、法律を要しないよう
な事項もございますし、また法律を要するものに
ついては、先ほど申し上げましたように、保安
林整備臨時措置法の失効の時期とあわせて保安林
制度の根本的な改正といえますが、改正のあれを
やっていきたいというように考えているわけでご
ざいます。

○小沢(員)委員 それじゃ、こういう方向でいい
わけですね。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

それで、大臣、お帰りになる前にちょっと聞い
ておかなければならないが、私は、公益的機能を
十分發揮するためにもっと私権制限までして民
有林に制約を加えるようなことをしていかなく
ればならない、そういう質問をしておいたらば、
保安林制度というものでやっていくというじゃない
かという、まあ概括的に言うとう長官の御答弁であ
った。ところが、この森林法の改正の中に保安林制
度には手を加えていない理由は何かと言ったら、
来年三月三十一日で切れる措置法をさらに延ばし
て、その中でいま私が申し上げたようなことを強
化していくというのが大仕事事務局の考えのよう
です。だから、私は、この森林法の改正で公益
的機能を重視していくという時代の要請にこた

えるためには、ほんとうはこの法律の中で、一つ
は、もう少し民、国の調整機能を法文化しなけれ
ばいけない、それから私権制限のためにもう少し
財政措置をしなればいけない、そして保安林制
度もこの中で一項設けて法を改正しなればいけ
ない、この三項目を――私は欠陥がある、こう考
えておったのだが、まあその問題はあとにして、
保安林制度はいま言う方向でいこうと、こういう
わけです。これは社会的な要請で、いま言う保健
保安林等の新しい創設以下、この改正の方向とい
うものは、私は非常に重要なことじゃないかろうか
と思います。

もう一つ、この保安林にあまり指定したがらな
いのは、何か地方財政上の問題もあるわけですが、
保安林にしてしまおうと地元で税金がこないか、何
かそういう問題もあるわけですか。それもまた私
は改正の方向の中に入れないけれども、もつ
と保安林制度の指定というものをたやすくして、
厳正にして、解除をきびしくして、こういう方向
でなければいけないと思うのです。

ところが、きのう林野庁からもらった資料によ
ると、保安林の損失補償金、これは八百万ヘクタ
ーもある保安林の損失補償金というのは、三十
五条か何かでいっておるのは、もう少し大きな金
額で損失を補償するということな方向だろうと思
つたら、たつた一億円ぐらいを予算しか実際に
は使われておらないということ、これは私は、
もう少し公益的機能をこれから拡充しようとする
方向としてはたいへん心もとない話じゃないか、
こう思います。

そこで、大臣に、要は、来年保安林のこの措置
法の延長の方向、改正の方向、そういう場合にも
つと公益的機能を十分發揮できるように方向をと
ること、それから予算にあたっては当然、これだ
けの経済事情のいろいろの変動のときですから、
補償というものをもう少し出して、私権をある
程度制約するわけですから、もっと出していかな
ければいけない、こう思うわけです。大臣、どう
でしょう。

○櫻内国務大臣 森林の有する公益的機能という
もの、これがますます重視されてきておるとい
うことは、御指摘を待つまでもなく、私もそれを
認識しておりますし、また重視しておるわけで
ございます。そういう上から、特にその保安林に
ついての今後の考え方、ちやうど法律の期限が参
つてこれを延長する、その機会に保安林について
検討を加えようということをおっしゃるわけでご
う部長のほうからお答えを申し上げておるわけ
でございますが、また同時に、小沢委員からも種々御
意見をちょうだいしております。これらは今後検
討をしよう、こういう段階でございますから、い
まの御意見は十分その面を取り上げてまいりたい
そのいづれをこの法改正の中で取り上げるかとい
うことをいまここで私から軽率にお答えはしかね
ますが、種々御意見のありましたことは承りまし
て、たいへん有益に受けとめておりますので、
検討の際によく私としても考えたい、こういうふ
うに思うわけであります。

特に、私権制限あるいは補償という点につ
いての御意見がございました。これらの点につ
いては、いままでも保安林に対する補償措置
などあるわけでございますが、それは予算の面か
ら、公益的機能が非常に重視されるのに少ないで
はないか、こういう御指摘でございますが、しかし、
道は開かれておって、その該当した範囲というも
のが、従来ややもするときびし過ぎたのではない
か、該当するものがあまりなかったのではない
か、こういうことではないかと思ひますが、時代の
要請に沿ってそれらの点も検討してまいりたい、
かように考えます。

○小沢(員)委員 大臣、時間のようですから、ど
うぞ。
それでは、保安林制度については大臣からも答
弁があったし、これから改正していこうという方
向のようですから、次に進みたいと思ひます。
十条の伐採の届け出を今度は強化をしているわ
けです。いままでもこれはその義務を怠つたりな
んかした者は五千円の罰金ですか、そういうように二

百九条でなっているわけですね。いままでの状況
はどうだったか、いままでの十条の伐採の届け出
というものは完全に行なわれておったか。これは
たしか二百九条かなんかで罰金が五千円ばかり、
怠つたりなんかした者は私権を侵害しなければい
ないことになっているが、この第十條というも
のはいままでどういうようなぐあいに実施されて
きたか、これはもうあつてなきがごときもので、
実際は死文化しているものか、大體の実態を、事
務当局でいいわけですか。

○平松説明員 伐採の届け出につきましては、従
来まで森林の適正施設を進めるといふ観点から
林業改良指導員の指導とかあるいは森林組合の組
合員に対する指導等を通じて励行をはかつてまい
つたところでございますけれども、ただいま先生
御指摘のように、必ずしもその成果は十分と言
うことができませんで、四十六年末で調べたところ
によりますと、やつと過半を占めておるといふ
ような状況であるわけでございます。これは、大體
森林の所有形態が零細でございまして、かつ兼業
が多いというふうなことから結果しておるとい
うような形でございまして、実績は年々向上
してきています、かように言えようかと思ひます。
今回の森林法の改正におきまして、森林組合制
度の改善であるとかあるいは計画制度につきまし
て、団地共同森林施設計画を制度化するとかとい
うような形で集团的な森林施設を進めるとい
うことによりまして、伐採の届け出制を施行させると
いうふうなことにしますと同時に、実際の森林所
有者が実際に伐採をいたします場合に、届け出た
伐採計画が地域森林計画に適合していない場合と
か、その届け出た伐採計画が地域森林計画に適合
していても、現実にはその計画どおり伐採はしな
いというような場合には、必要な命令が出せると
いうようなことを今回の改正案の中に織り込みま
すと同時に、ただいま先生の御指摘のように、二
百九条で、届け出ないときの罰則というのを五千
円を三万円に修正するというような形にいたしま
して、罰金の金額も高めまして、この届け出制の

勵行をはかつていくというふうな形で考えてまいっておるわけでございます。

ただ、こういうふうな制度につきましましては、罰金を強化することによって勵行させるというふうな考え方では、できるだけ指導によって勵行さしていくというふうな形でやっていくことが望ましかろうというふうな考えますので、罰金も増額いたしましたけれども、そちらのほうの指導をいままで増して強化してまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○小沢(員)委員 少し勧告もできたり、命令も出したりで、五千円の罰金を三万円にしたと、こういうわけなんだが、これはやはり私権の制約の問題にまで及んでいくような気がしてしょうがないわけだ。従来も、届け出も何も怠つていて罰金の五千円ぐらいのものはだれか納めておけりといふことでやつていた者は、こういうように第十條を整備したところではやはり同じではないか。そういうことになってくると、だんだん私権の制約といふものにまで及んでいかないと、實際は効果が発揮しないではないか、こう思うわけだ。だから、次の開発許可の問題についても同じような問題が出てくる。これは罰金が二十万円、少しいただけのことなんだ。しかし、これも、怠つていこうという者にとつては、十万円や二十万円の罰金の額の多少などというものは全然問題じゃなくて、私はそういうことをあえてやつていくような傾向があらはれないか、こう思いますが、その辺はどうでしょうか。

○福田政府委員 確かに罰金制度だけで運用するといふことは問題はあると思ひます。罰金を高くさえすればそれで済むかといふと、なかなかそれだけじゃ済まぬだろうと思ひます。届け出制度に関連しまして、いろいろ問題が出てまいりますが、計画どおりにやぬ場合にはこれを是正させるというような措置も講じております。また、従わぬ場合には、それを代執行するという制度も考へておるわけでございます。そういう一つの経済的な制裁の制度も考へておるわけでございます。

すから、むしろ罰金よりはそういうった方面の効果といふものが大きいんじゃないかというふうな判断をされます。

いろいろそういうった点を総合いたしまして、罰金だけではないに、ほかでも、普及の面とかその他のいろいろな面でも、そういうった制度に従つていくというふうなことをよく指導してまいりたいというふうな考えでございます。

○小沢(員)委員 時間がないから先に進みたいと思ひますが、開発許可の中で、「これを許可しなければならぬ」という前提で、「土砂の流出又は崩壊その他の災害を生ずるおそれ」、「水の確保に著しい悪化を及ぼすおそれ」それから「環境を著しく悪化させるおそれ」があること以外には許可しなければいけない。「おそれ」ばかりで出てくるわけだ。ただ、これは広範ないろいろな地理的条件があつて、こまかいことは政令にゆだねておるようなんだけれども、これだけのことでもつて、あとはみんな役所におまかせしようといふことになる、逆に乱開発のおそれのほうへ発展していくのじゃなからうか、こう思うのです。そこで、いままでに具体にこういふようにしたいと思ふような意見のまとまつた政令の項目があつたら、急いでこゝで読み上げてもらいたいと思ひます。政令はどういうことをうたうようにいままで合意が得られてゐるか。

○平松説明員 政令で定める基準以上の開発行為について云々といふことになつておまして、現在私どもが考へておりますのは、一ヘクタール以上の開発行為といふふうな形のもの、それから道路等につきましては、道路の幅員等を押えていくといふふうな形のことを考へていきたいといふふうな考へておるわけでございます。

この点につきましては、今回の開発規制のねらいといふところから、小規模の農民等が行ないますような開墾等を押えていくといふことになしに、現在問題になつておりますようなゴルフ場であるとか別荘地分譲であるとか、そういうような形のものを押えていくといふことにねら

を發しておるわけでございます。そういう点からいいますと、ゴルフ場とか別荘分譲とかいふような形のものでございまして、相当な規模のものを押えていけばいいということになるわけでございます。また別途、土石の採取といふような形のものにつきましては、一ヘクタール前後のところでも問題が起つておるといふことでございます。それから、それ以上のものについては押えていくといふふうなことを考へておるわけでございます。

○小沢(員)委員 その問題はいろいろ議論したいんだけれども、時間の關係ではしよつて先に進みたいと思ひます。

森林法ができたけれども、たとえこれが通つたあとも、やはりその手にはない手——これはもうたびたび他の委員から御発言があつたと思ひますが、重要なことになつていく、こう思ひます。総理府の統計がちょっと見ると、昭和四十一年に林業労働者は三十四万人であつたものが、昭和四十六年には十七万人、五年間におおるべき減少で、ちょうど半分になつてゐるわけだ。これは量の低下ばかりじゃない。時間の關係で私のほうでみんな申し上げるが、人の数の低下ばかりじゃなくて、高年齢化、女性化といふことで、質の低下のほうにも發展をしてゐることは御案内のとおりであります。林業の生産活動に非常に重要な影響があると申すんだけれども、この労働力確保、林業労働者と都市労働者その他の所得の格差の問題、こういうことがいよいよいふやうに拍車をかけてゐるんじゃないか、こう思ひます。この問題については、参議院でも当委員会でもたびたび発言があつたと思ひますが、この森林法が通つて、森林法の改正の方向にりつぱにやつていくために、民、国あわせてにない手が、十分な処遇をしなればいけない、こう思ひます。それで、その辺の長官の基本的な考へを先に聞かしていただきたい。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます。最近の林業労働力の推移を見ますと、昭和四十三年二十七万、四十四年二十二万、この年にちよつと統計法が変わりましたので、数字が大きく変わつておりますけれども、四十五年二十万、四十六年十七万、四十七年はちよつとふえまして十八万といふぐあいになつております。しかし、この中身を見ますと、特徴といたしましては、確かに老齡化の現象がございまして、男女の比率は、男性のほうが一時下りましたけれども、最近では大体コンスタントになつております。

それから変わつてゐる点は、常雇いがこの中で大体八万程度と、これはここ四、五年動いておりませんが、臨時雇いであるとか自営者であるとか、そういうふうな人が非常に減少してゐる。この原因の一番大きいのは、やはり薪炭に従事しておつた人たちが、これが急速に減少したといふことが大きい特徴でございまして、こゝろ六十年ぐらゐの間に薪炭の生産量が七割減つております。当時の三割ぐらゐにしかなくなつておりません。それとちよつと比例して、薪炭に従事する人たちが同じぐらゐの比率で減つておりますが、この減少の大きな傾向でございまして、確かに労働力の減少といふのは非常に大きな問題でございまして、常雇いがふえて、つまり通年化の傾向がある程度出てきてゐるといふことは希望が持てますけれども、これで十分だとは決して考へていないわけでございます。以有林の一つの対策といたしまして、現在のところは、いま申し上げた通年化といふことに対して強力な施策をもつていかなければならぬ。御承知のように、ほかの労働者に比べましてこの林業労働の場合には、季節性が非常に強いといふことを何とか克服して、やはり常雇的な方向に持つていきたいと考へておまして、現在百八十日以上働いた者に対しては、本人もある程度、一日当たり三十四円出しますが、ほかの県なり市町村なり国なり森林組合がこれを助成しまして、やめた場合にはこれに対して手当を支給するといふことで、なるべくこの長期化をする施策も一つ考へて

おります。

それからもう一つは、流動化の問題がござい
ます。やはり自分のうちからあまり動きたがらぬと
いう一つの特徴を持っておりますが、少なくとも
隣村、場合によっては隣の県ぐらには移動して
働くということによって通年化を考えたい。そう
いうことをやるための一つの対策費ということで
助成制度も考えております。

それから、働く場合のいろいろな設備、機械で
あるとかあるいは車であるとか、そういうものに
対する助成ということも考えております。要する
に、これらを含めまして特に社会保障制度が非常
に欠けておる。賃金の水準の問題もございますけ
れども、昭和五十一年からはこういった林業労働
に對しては、たとえ失業保険のようなものが
適用できるようなところまで持っていきたいと
いうことをいま検討を急いでいるところでござい
ます。そういうための予算措置として、四十
五年以降ずっといろいろな対策費を組んでおりま
す。

民有林の労働について概略かいつまんで申し上
げましたけれども、そういうことによりまして通
年化、いわゆる安定化というようなこと、それか
ら労働環境の改善というようなこと、そういうこ
とに重点を置いて林業労働の減少を防止し、希望
を持って働けるような制度を導入してまいりたい
と思っておりますのでございします。

国有林の問題につきましては、たびたび申し上
げておったところでございしますので、この席では
省略させていただきます。

○小沢(員)委員 時間の関係で簡単に国有林のほ
うから先にやらしてもらいますが、これは四月十
七日の福田長官の答弁で、中村利次委員の質問に
答えて、「林政審議会と先生おっしゃいましたけ
れども、これは一番重要な問題でございしますの
で、なおその中に労働の部会を設けて、そういう
方面の御意見も聞く予定にいたしております。」
これは例の常用、定期作業員の問題に関連して
質問であります。それでそのときの附帯決議には、

「林野庁における非常勤職員の雇用条件について
も実情にそつて検討すること。」こういうことにな
つて附帯決議ができております。これは一体、その
後具体的に取組むつもりで林野庁は取り組んで
いるかどうか、こういうことであります。

たとえば定期と常用との間に、同じような形
でありますが片方は退職金だ何かの積み重ねもで
きていくが、片方はこま切れのようなことだ。し
かし、基本をささえている人はそういう人がやっ
ているのだから、これはひとつ、いま言うように
民間も同じなんだから、国有林も同じなんだから
長期契約ができるようなぐあいに持っていかなけ
ればいけない、こう思います。ところが、長官は
具体的にそういうふうに参加院で答えているし、
附帯決議にも「非常勤職員の雇用条件について
も実情にそつて検討すること。」あるいは林政審議
会の労働の部会を開いて結論を出すようにいたし
ますと、こうあるが、進んでいるかどうか。国有林
についてそれを一点だけ。

○福田政府委員 国有林の作業員の処遇につま
しては、いま先生からお話がありましたように、
林政審議会に労働小委員会を設けて検討を開
始したそうとしておるところでございします。
どういふことをやったかということをやつと
かいつまんで申し上げますけれども、従来定期作
業員の常用化それから雇用の長期化ということ
につきましては、実績を申し上げますが、四十一年
度以降常用化した者が一万一千八百八十九名と
なっております。それから雇用の長期化というこ
とで、四十一年度以降平均雇用期間が七・五カ月
でございましたけれども、四十七年度の実績をとり
ますとこれが八・一カ月というぐあいに、約一カ
月近く伸びているわけでございします。

それから次の処遇の改善の問題でございしますが、
一つは休日、休暇の改善の問題でございします。こ
れは常用と定期でございしますが、内容を申し上げ
ますと、国民の祝日の有給化、作業休日の改定、
それから妊婦のための休暇、そういったものを制
度化したものでございします。それから交通遮断等

の場合の休暇の有給化、それから賃金の引き上げ
こういったことを実施したわけでございします。
次には諸手当の改善の問題でございしますが、こ
れも常用、定期でございしますが、山泊、石
炭、薪炭、寒冷地、通勤、それから船舶就航、期
末、扶養手当の引き上げ、それから振動障害検査
特別給等の手当の制度化を実施したものでござい
ます。

次に賃金の水準の引き上げでございしますが、こ
れも毎年度引き上げておりまして、四十一年度以
降平均日額にしまして二百円の引き上げを実施
したわけでございします。

今後は、この経営改善の進展にあわせて、
定期作業員の常用化、雇用の長期化につとめま
すとともに、常用作業員の処遇の改善につとめま
す。関係省庁の協力を得ながら非常勤職員との均
衡をはかる方向で努力してまいりたいと思ひます。
具体的には先ほど申し上げました小委員会等で検
討を急ぐということでございします。

○小沢(員)委員 この問題はもつと詳しくやりた
いのだが、時間がないので、ひとつせひありつた
けの努力をしていただきたい、こう思ひます。
それから、民有林の森林組合の労働者は、昭和
四十一年には四万三千人、四十六年には六万五千
人というぐあいに組織化された労働班というもの
がふえてきて、これは私は傾向としてはいいこと
じやなかろうかと、こういうようにも考えます。
考えるが、この傾向をさらに助長していくために
は、さつき長官が言ったような三つばかりの、長
期雇用化、それから流動化、それから社会保障、
その他の問題等、もつともつと力を入れて都市勤
労者との格差がないような方向に、十分高賃金で
雇えるような方向に持っていかなければいけない
のじやないか、こう思ひます。

そこで答弁をいただく時間もございせんが、
私はそういうような問題について全国森林組合連
合会から陳情が出ているのをちよつと拝見したわ
けです。そういうこともちよつと拝見入っているよう
に考えますが、この陳情の第一に、「林業基本法

第七條に「国は林業者または林業者が組織する団
体の自主的な努力を助長するよう施策を講ずる」
という旨の規定がある。この基本趣旨に沿つて、
民有林に對する造林施策は、まず第一に、森林所
有者ならびに森林所有者が組織する森林組合によ
る自主的な造林を推進することを中心に考えられ
たい。一方的な国営分収造林には断乎反對する」
こういう陳情の一つの項目、この方向は林野庁と
しては考えられるか、それが一つ。

第二は、「国の造林予算は、漸次拡充されてきて
はいるが、まだ充分ではない。新植についての思
い切つた、補助率アップ、保育に對する全面補助
さらに融資についても一律に採時までの償還掘
置きなど抜本的改正をはかられたい」これが第二
項。

第三項、「民有林労働者に対する社会福祉の充実
をはかるため、森林組合作業班員に對する長期退
職共済基金の制度化、失業保険の当然適用等を早
急に実施されたい」

この最後の項目がいま私の言つたような問題と
関連があるのだけれども、以上この三つの項目が
出ておつて、われわれもこれは全面的にいいこと
ではなかろうか、こう思ひますが、これにこたえ
られるような体制、方法、方針があるかどうか、
端的にひとつお答えをいただきたい。

○平松説明員 ただいま先生御指摘の全森連から
の陳情の内容でございしますが、最初の、森林所有
者の自主的な造林を助長するという方向で考え
るかどうかということもございしますけれども、
私も林業基本法の七條に書いてありますように
に、森林所有者が自主的に造林をやつておられる
場合に、それをまず第一に助長していくことが必
要であらうということで、従来補助率あるいは
融資なりという面で助成をしてまいつたところで
ございします。

二番目に、その造林の推進のために補助体系を
大幅に改善することというようなことがございま
したが、及ばずながら私も造林関係の補助体
系なりあるいは融資の関係なりにつきまして、条

件の改善あるいは助成の拡大ということで努力をいたしておるわけでございます。四十八年度につきましても造林関係について大幅に助成の単価なりあるいは助成の率をふやしていくというふうな形にいたしたわけでございます。

また保育の問題につきましても、徐々に保育を補助の対象の中に取り組んでいくというふうなことも四十八年度から実施をいたしておるわけでございます。

四十九年につきましても基本的な方向としてはいままで申し上げたような方向をさらに拡大していくという形で努力をいたしていく所存で、四十九年度の概算要求書を大蔵省へ送り込んだばかりでございます。

それから、社会福祉関係につきましても、退職手当関係の基金造成というふうな形でございますが、このことにつきましては、先ほど長官からお答えをいたしましたように、従来林業労働者は企業の零細性、兼業性、季節性ということから長期の就労ができなかったというところで、失業保険の対象とならなかった、そういうことでございます。で、長期就労化対策として、漸次百五十日から二百五十日まで上げていくという制度をいま予算制度として仕組みまして助長いたしておるわけでございます。また労働省のほうで五十一年末までに失業保険が農林業者に適用になるような形で検討が進められておるといふようなことでございます。で、私もいたしまして、その面に対して協力をして、両省共同でそういう方向が実現できるようにという形で努力をいたしておるわけでございます。

そういう面でも、林業労働者が、先生が御指摘のように、非常に生活環境なりあるいは労働条件なりに恵まれない点につきましては、わが国の森林が零細所有のものに多いというところが非常に大きな原因であろうと思っております。その面につきましましては、今回の森林法の改正の中にも、計画の共同化というふうな形で協業が進められるようにというふうな形のことでも、直接には労働対策を

ねらっていないようでございますけれども、私は長期的に見た場合には、こういうことで協業が行なわれるということによって、あるいは季節性の消滅なりあるいは就労の長期化というものがはかれるのではないかと考えて、その点につきましても今回の森林法の改正の中で改正をお願いいたしておるところでございます。

○小沢(貞)委員 時間ですから、質問を終わりたいと思います。

最後に長官に特に要望しておきたいことは、私たち末端を見て歩いて、やはり管理職は管理者らしいその職場の管理体制、こういうものにもっと徹してやらなければいけない。職場の秩序が乱れているのを見て見ぬふりをしているような管理者がいる、たいへん嘆かわしいことだと思っております。だから、管理者教育をしっかりと徹底して、管理者はやはり管理者らしくやっていくというふうなことを、特段の御配慮をひとつ最後に、これは願ひをしておきます。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございます。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。美濃政市君。

○美濃委員 本日は、森林法あるいはいま提案されておる案件についてはあとから質問することにして、関連で長沼保安林の解除に伴う問題の点につきまして、しばらくの時間質問いたしたいと思います。

最初これには大臣にお尋ねしたいのですが、過去において日本は大東亜戦争というのをやりました。これは大臣としてどうお考えになりますか。この大東亜戦争という行為は公益に合致してお

たものであるか、あるいは公共の福祉がその中から非常に守られたものであるか、それとも公共の福祉や公益が破壊されたものであるか、どういふふうにお考えになるか、お尋ねしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 農林大臣としてお答えをすることはいかがかと思うんですね。そこで、さらに私見を申し上げるというのも当を得ないと思うのです。まあ私は私なりに支那事変に従軍をしてその後大東亜戦争へと行ったので、当時一人の兵隊としてお国のために戦わなければならぬ、こういうまあ自分自身でいえばおかしい話でありますけれども、純朴な気持ちで行ったわけでございます。それが敗戦という結果で、国際的にもまた国内的にもいような角度からの批判を受けておる、こういう事実であつて、その批判は批判としてまともに受けていくべきである、こういう考えに立つておるわけでありませう。

○美濃委員 お尋ねしたのは、そういう考えに立つて、結果としていまの戦争行為というものが公益や公共の福祉に合致したものであつたかどうかと聞いておる。これは農林大臣というよりも、田中内閣の閣僚として、常識問題ですから、直接農林には関係ないにしても、りっぱなま政府を担当しておる閣僚の一人でありませう。公益に合致したものであるかどうか、公益に合致しておつたかどうか、この結果を聞いておるわけです。過程はいまお話しのようなことであつたと思ひますが、結果がどうであつたかということですね。

○櫻内閣務大臣 そこで、お答えしにくい問題であるので、種々批判を受けておる。その批判を受けておる中には御質問のような点もあるかと思ひますが、それをまともに受けて考えておるといふことを申し上げておるわけでありませう。

○美濃委員 批判が多いということは、公益や公共の福祉に合致しないものであつたと解釈してよろしいございませうか。それともわからないのですか。どうですか。

○櫻内閣務大臣 それは私、お尋ねする必要はないのではないかと、お考えいただければお考えいただいております。それで、それでいいと思ひます。

○美濃委員 しかし、これは大切なことですから、私見でもつけようなんです。おそろく閣議でこんなことを論議したことはないでしよう。日本の政府を背負つておる一人のりっぱな閣僚としての私見でもつけようなんです。こういうものは公益に合致した行為であつたか、それとも合致していなかったのか。批判は自由でしよう、かつてはお考えください、私のほうは何か批判があるようでありませうというものでないと思ひます。公益に合致しておつたならおつたでいいのです、していません、もうちょっとはっきり言つてくれませんか。

○櫻内閣務大臣 私は、戦争が公益上から起こるものとは考えておりません。しかし、この戦争といふものについていろいろの理論があることも承知しております。いわゆる国を防衛するということから始まつて、それが一つの理由で攻撃をするという事態に発展していくというふうなことから、そういう場合の戦争についての考え方というものはいろいろあるかと思ひます。しかし、私としては、公益上戦争が必要であるかどうかといへば、公益上に必要な戦争というものは考えられない、こう思ひます。

○美濃委員 もう一つお尋ねしますが、最近大體終息をつけてきましたが、その後には起きたベトナムの戦争をどう評価しますか。ベトナム人のために非常に公共の福祉や公益が高まつたと考えられるか、公益や公共の福祉のために反対の現象が起きたと考えられるか、どうですか。

○櫻内閣務大臣 ベトナム戦争は、これはやはり専門家がよく検討しなければならぬ点があると思ひます。それは米軍が、あるいは国連との関連において米軍が介入したことについてどうだこうだということについては、これは種々批判があることは承知しておりますが、しかし、南北ベ

トナム下におけるあの戦争行為というものは、いわゆる敵国を相手にして戦つてゐる戦争ということではなく、内乱的な要素もあると思うのです。しかし、それにいろいろと第三国の関連ができて、いわゆるベトナム戦争という、そういう表現になつてきておると思うのですが、それは本質はどうなつておるのか、いまの内乱的なそういう要素から始まつておるといふことも考えられると思うのであります。

○美濃委員 原因を聞いておるわけではないのです、私は結果を聞いておるわけです。大体終息をつけたが、戦いのあとに残つたあの悲惨な状況です、過程における状況、これはベトナム人の福祉や公益に合致したものであつたかどうかということも聞いておるのです。原因には内乱もあるでしょう。いまそういう原因は別として、アメリカが介入したとせぬかというふうなことは全然別にして、ああいう行動、行為が起るということとは、ほんとうにベトナム人のしあわせになつたことなのかどうか。どうですか。公益に合致したものであつたかどうかということも聞いておるのです。結果を聞いておるわけでありませう。

○櫻内閣務大臣 行なわれた戦闘行為に伴つての被害が南北両ベトナム人に甚大な影響を与えて、それが幸福が不幸かといへば、不幸ということでは当然であるし、いまお話しのお話上どうであつたか、こゝにいへば、そういうものには反しておると思ひます。

○美濃委員 大臣も、反しておる、こゝう言う。まあ大東亜戦争も反しておると私は解釈するわけですね。

そこで、大東亜戦争のあと、これは人によれば押しつけられた憲法だなどと言つておるけれども、憲法九条で——これは歴史をひるがえつてみると、戦国時代の戦いにおいても、戦争のあとはいずれも公益、公共の福祉は破壊されておるわけですね。単に、大東亜戦争だとかベトナム戦争というものは、近い戦争一つだけはいま時間の関係で言つた。たとえばその前の日本の戦国時代における国内の大

名同士のあの戦いの結果、戦つたあとにはものすごい破壊と、公益あるいは公共の福祉などというものはめちやめちやにされてしまつたわけだ。これをやめたというのが憲法九条です。押しつけられたものじゃないかと思ふのです。そうして国民は主権です。国民の主権はあのとき完全に合意はとつたと思ふのです。そう解釈しませんが、この憲法九条論というのは、そういう過程を経て憲法九条といふものは、あのときのいわゆる国民主権の絶体的な合意で憲法九条といふものができ上がつておる、こゝう思ふのですが、その解釈はどうですか。

○櫻内閣務大臣 憲法が戦後新たになつたその経緯は経緯として、いろいろ批判があると思ひます。しかし、憲法九条に盛り込まれた精神といふものについては、あの戦争の惨禍を受けた国民としては、この九条の精神は貴重なものである、おそらくこれはだれにも異論はないと思ひます。

○美濃委員 それじゃ、大臣も、憲法九条の精神には異議がないわけですね。そうすると、大臣がこゝろをどうに回して、軍といふものを持つておる国は世界で——まあこれも世界の先進国、EC諸国のあるいはソビエト、アメリカ、中国、このぐらゐに限定してよろしうございませうと思ふのです。世界の各国といへば大きいですが、軍といふものを持つておる国はどの国とお考えになつておるのですか。軍を持つておる国はこれこれだろ——持つておるのだと断定せぬでもいいですが、大臣がいまお考えになつて、軍といふものを設置しておる国はどの国とどこか、こゝういふふうにお考えになりますか。

○櫻内閣務大臣 いわゆる軍隊を持つておる国は軍を持つておると言えると思ふのです。ただ、日本の場合には、いま国民は憲法九条の精神といふものを持つておりますから、いまの自衛隊といふものは軍でない。日本はこゝう考え方だと思ふのです。

○美濃委員 こゝで国の名前を言うことはどうかと思ひましたが、世界のうちには持つておる国は

あるといふふうには解釈してよろしいわけですね。主要国は大体軍を持つておる、こゝういふふうにお考えになつておりますか。

○櫻内閣務大臣 いまお答えしたとおり、世界にどの国で軍隊を持つておる——それはもうみづから軍隊でないと言つておるのじゃないのですから、ほかの国はみな軍を持つておると見ていいと思ふのです。ただ、日本は、持つておるものは憲法九条の精神から考へて軍でない、自衛隊だ、こゝう申し上げておるわけです。

○美濃委員 そゝで、いま大臣の言われたことは、実際各国を歩いてみてちよつとあれなんです。しみずから軍だと言つておる国も当然あります。しかし、そういうことが私にはわからなくなつてきた。それで大臣に聞いておるわけだ。こゝういふものは国民の常識としてどう考へたいのか。これは長沼判決と最後は結びつくわけですが、これはどの国を歩いて、たとえば中国へ行けば、自衛隊だ、こゝう言ひます。自衛隊。将来とも中国は他の国に侵略したり他の国に戦争をしかけるといふことは絶対ない、これは自衛軍なんだ。ソビエトへ行つてもさう言ひます。EC諸国のどこを歩いても、どこかの国を攻めるためにおれの国は軍隊を持つておるといふ表現をする国はありません。全部自衛です。またもう一歩ひるがえつて、日本の国内において、先ほど申し上げました徳川幕府前のあの戦国時代の大名においても、さむらいを養つて、刀をさして武装しておるというのは、やはり守るためといふ考へで、おれはどこの国に戦争をしかけるのだから兵隊を募るなんというのとは、戦いが起きてから起る問題である。平時においてさういふことを言つておつたものはないと思ふ、いまから一千年前の歴史を考へて。おれはどこと戦争するから軍隊を持つておるのだ、あるいはさむらいを養つておるなどと言つたものはないと思ふ。みんな自衛だ。大東亜戦争でもさうでしょう。いま大臣みづからも称された大東亜共栄圏。アジアにおける新しい秩序と公益を打ち立ててよくしてやるのだ。聖戦だ。言うことは何

とも言えるわけですね、そのときの表現として。そこで、反対に、私もが外国に出て、外国の政変やなんかと接触していろいろ話をすると、向こう側から見ておるのは、やつぱり軍隊ですね。もう日本の自衛隊だけの数と——たとえばEC、デンマークを訪問しました。デンマークは三万人です。それでもデンマークは思い切つて軍隊といつておりますよ。デンマークの軍隊は三万人だ。戦車も飛行機も持つていない、こゝういふわけですね。全くこゝういふ小さい国で、周囲に起きたときに敗残兵が逃げ込んでくる。敗残兵掃討用の軍隊を持つておるのだ。したがつて、この軍隊は、軍と軍の戦いなどというとは全然考へていないのだ。あの陸続きで戦争が起きたときに、敗残兵が、逃亡兵が逃げ込んでくる。それはもう殺伐たる気持ちで、無秩序な姿で逃げ込んできた者を掃討しなければならぬから、それだけのものを前から持つておるのだ。それは三万人なんだ。その掃討用だから、戦車だとか軍用機だとか、そんな大がかりなものは要らないのだ。それでも軍隊と称して三万人おると私どもに説明します。私もは一步日本から外へ出て他の国の人と接触してわが国を見返した場合、他の国はみな軍隊だと思へております。自衛隊といふものと軍隊といふものとどう違ふのか、こゝういふ疑問が私には出てくるわけですね。

そこで、どの国に行つても自衛隊だ——自衛隊といふ表現は翻訳したりにかしますからわからぬけれども、とにかく自衛隊だ、こゝう言うのです。中国でもさう言つています。ソビエトに行つてもさういふふうには言われませう。どこの国を訪問して、この関係を向こうの政党の代表の人や何かと茶飲み話や何か、正式には話をしませぬけれども、いわゆる晩さん会なんか招待されたお話を引っぱり出しますと、どの国に行つても、自衛隊だと言ふ。攻撃用だと言つた国は私の訪問国に一つもありません。攻撃用に持つておると言つた国はありません。ベトナムの戦争でもさうでしょう。やはりアメリカ側の言い分としては、自衛隊

と云う。自衛のために発動してゐる。攻撃のため
に発動してゐるとは絶対言いません。

しかし、それは自衛であらうと攻撃用であらう
と、理由のいかんを問はず、軍隊の動いたあとに
は必ず破壊が起きている。公益や公共の福祉は全
く破壊されて悲惨な状態になるという事は、も
う過去の歴史がはっきり証明しておるわけだ。
何回やってみても、大きい戦争でも小さい戦争で
も、必ず公共の福祉に害するものが起きてゐるか
ら、これはやはり憲法の九条の精神からいふと、
そういう破壊が起るものを備へるという事は、
すなわち公共の福祉に合致しない。いま日本の憲
法は国民主権、基本人權、平和主義がほんとうの
大筋だと思ふ。これに合致しないものは公益
に合致したとは私は考えられぬと思ふ。どうす
か。憲法に合致しないものを公益に
合致するんだという解釈、それはちよつとおかし
いんじゃないか、こう思ふのです。いかがでしょ
うか。

○櫻内閣務大臣 私は、世界に戦争放棄の宣言を
した新憲法を持つてゐる。その精神が非常に大事
である、こう思ふのです。もちろん持つてゐるも
のが、だれが見ても防衛でない、攻撃だけのもの
であるといふときには批判がございまいしょうが、
そうでない限りにおきましては、国民の精神が非
常に重要である、こういうふうに見ております。

○美濃委員 大臣は他の国には軍隊を持つてゐる
国がある、わが国には軍隊でないのだ、こう言
うのですか、それがどうも私にはわからぬわけだ
と思ふのです。どう調べても、自衛といふものと軍
といふものの定義とか限界とかといふのはないで
すよ。私の知り得る範囲ではないわけなんです。
どの国を訪問しても、さつき申し上げたように、
自衛だと言ふ。いわゆる大臣が言う日本の自衛隊
をいふのと同じことをどの国へ行つても言います
ところが、日本へ帰つてくると、外国には、日本
の自衛隊と違ふものを持つてゐるのだ、軍とい
ふものがあるのだ、日本には軍はありませんよと言

ても、外国の評価は全部、軍と評價しておりま
す。軍とは何ぞや。これは攻撃は別としても、外
敵に対する実力的な戦闘行為を目的とする人的、
物的手段の組織体である、これははっきりしてお
るでしよう、軍といふものの解釈、これは判決に
も出ておりますね。ここはどうも私は理解でき
ないのです。田中内閣を形成する閣僚の人は、
こういう問題は防衛庁長官だけの問題じゃなく
全閣僚の常識でなければならぬと思ふのです。日
本には軍隊はないのだ、自衛隊なんだ、外国には
軍隊を持つてゐる国がある。その国へ行つて聞い
てみたら、中国へ行つてもソビエトへ行つても、
同じことを言うわけだ。自衛だ、こう言ふ。

日本の憲法の解釈、あなたの方の言う自衛隊を言
つてゐることと同じことを言います。政党の首脳も
大臣も、同じことを言うのです。ところが、日
本に帰つてくると、外国の連中は軍隊を持つてゐ
るんだ、わが国は軍隊ではないのだ。外国へ行つ
たら、日本はすでにどう武装してゐる、こう言
うのです。また、約三十万をこえる人間、人的
です、それにいまの装備をそろえておれば、こ
れを他の国がどう評価しても、軍隊と評価しない
国はないだろう、こう思ふのです。そこがどうし
ても私は理解できない問題が一つあるわけだ。
なぜそうなるのか。外へ出て、外国からわが日本
を理解すれば、外国の人は軍隊と評価してゐるし、
私が考えても、他の国の装備やその他を見ると、
やはり軍隊であります。これは自衛隊であります
と言つてゐる軍といふことを使つてゐる国より
もまだまだ大きい装備を持つてゐる。さつき申し
上げたように、デンマークで、三万人でも軍隊と
いつて、それは戦車も持つてなければ戦艦一機
も持つてゐないわけだ。それでも自衛隊ですと
言ふ。自衛隊ですとは言いません。自衛隊ですと
言ふ。どうして日本だけがそんなに、軍と自
衛隊と違ふんだといふことを、堂々とこれは全閣
僚が言うわけだ。これはどうなんですか。全
間の常識から考えても、変なことなんですね。軍

とは違ふんだ、こう言ふ。しかし、他の国はやは
り軍だと解釈してあります。こういう経済も国際
化する時代になつてきて、そんな、全然ちがはく
なことがかりを言つてゐるのはおかしいと思ふの
です。なぜそういうことを言わなければならな
いか、わからないわけだ。

まず第一に、向こう側からいふ日本の軍だと
いう評価は別としても、日本の閣務大臣が軍隊を
持つてゐる国があると言ふことそのものを私は聞
き捨てならぬと思ふ。どの国へ行つたつて、軍と
いふことを使つてゐる人も、もちろんいゝゆる
自衛だと言ふ。軍とは何ぞや。自衛なのか、攻撃
なのかといふ解釈が出てきます。攻撃用を持つて
おらず、軍と言ふか自衛隊と言ふかだけの違い
であつて、攻撃用にわが国は軍隊なり火器を設置
してゐると言つた国は一つもありません。大臣、
どこかで聞いたことがありますが、わが国は攻撃
用の軍隊を持つておりますといふことを。聞いた
国があつたら、ここで教えてください。

○櫻内閣務大臣 これは客観的に判断をする以外
にないのです。しかし、私が先ほどから申し上げ
てゐることの御理解が得られないようですが、日
本は新憲法のもとに世界に對して戦争を放棄して
ゐる。国際紛争解決の手段に自衛隊を使うやうな
ことを考へておらない。そういう姿勢を明白にし
てゐるわけだ。だから、日本においては自衛隊、
そのほかが各国に對していいと思ふのです。

○美濃委員 これ以上は水かけ論になるから、一
応とめておきたいと思ひますが、そういう点がや
はりこの論争で、いま閣僚が統一して言つてお
ることを、櫻内閣務大臣だけがこゝで別の表現を
使つたらたいへんなことになると思ふから、そう
言つてうそでも何でも、当たりさわなく詭弁を
弄して逃げざるを得ないという気持ちにはわかりま
す。ですから、これ以上言いません。言わぬが、
おかしいのです。全くおかしいのです。憲法が
あるからうそを言つてゐるということになるわけ
ですから。したがつて、そういううそを言つてつ

くつていくから、私に言わせれば、やはり主権を
侵し——たとへば、長沼問題に触れますけれども、
あの聴聞会の経過を見ても、相当の——主権は内
閣にあるわけじゃないわけですから、主権は憲法
によつて国民ですから、その主権者のかたりの数
が反対してゐるにかかわらず、権力の乱用で押し
切つてしまふ。合意ができたものと見なす、こう
裁判では言つてゐるわけですね。裁判で言つた政
府の態度といふものは、大体そういうことを言
つてゐると思ふのです。聴聞会については二回や
つた。意見を述べる権利を放棄したと認めざるを得
ない——だれも放棄してゐないのです。認めざる
を得ないといふ態度で裁判に臨んだところが、敗
訴をしたといふ経過。どうですか。主権といふも
のを全く冒瀆して、こういう聴聞会の経過あたり
を見ると、これは行政権力の乱用でないか。主権
を全く踏みにつてしまつてゐる。政府には主権
はないのです。主権は国民なんです。それを
反対に考へて、政府の考へたこと、国が計画した
ことは公益に合致するのだ、保安林はほとんど解
除しても政府のやることは公益に合致してゐるの
だといふ、全く主権を冒瀆した、権力の乱用の姿
勢といふものが高まつてきた。国とは何ぞや。主
権じゃありません。国がきめたことは公益に通ず
るといふ判断は、とんでもない判断だと私は思
うのです。主権は国民じゃないのですか。政府に主
権はありません。主権のない政府、国がきめた
ことは公益に通ずるのだ、こういう判断は、とん
でもない判断だと私は思ふのです。どうですか。
政府に主権があるのですか、国民には主権がなく
て。その解釈を承りたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 日本は国民に主権があるのは、
もうこゝでいろいろ言う必要もない、当然のこと
であります。

○美濃委員 そうすると、国の行なうものは公益
に通ずるといふのは、うぬぼれじゃないのですか。
権力の乱用じゃないのですか。もちろん全部がそう
いふふうにはしません。たとえば国民全部が使う
公道であるとか、もちろん国の行なう事業が公益

に全部が通じないとは考えていません。いろいろな判断から見て、いわゆる憲法九条でそういうものを持つということとは、やはりそれを動かしたあとは、とにかく公益に通じないわけですから、それは大臣も認めておるわけですから、軍というのが動いたあとには公益はなかったということとは、前段の私の質問で認められておるでしょう。そういうふうにお考えになることは、私もそう考えるし、大臣もそう考えるのは、これは意見一致しているわけだ。ベトナムの戦争のあとも、結果からいえば、それは公益には何も通じていない。国民主権であるべき国民に対してはとんでもないいろいろの問題が起きている。公益であるとか公共の福祉には全く合致していない。軍というものは、そんな兵器というものが動いたら、演習で動くなら別だけれども、動いたあとには必ず公益は破壊されてしまうのだ。それが公益に通ずるという解釈はおかしいと私は思うのです。しかも、聴聞会でも相当数の主権者が困る、こう言つて反対しておるにかかわらず、それを、国の計画したものは公益に通ずるのだ、国の計画はいやしくも公益に通ずる、公共の利益に通ずるという解釈に立つて保安林解除を強行してしまう。あの聴聞会の速記を見ると、具体的な説明もしないし、半ば問答無用で、まあ、これは反対派のほうもある程度喧嘩をきかれましたから、あの聴聞会が正常にいかんかつた裏にはあの二つの両方に責任があると思ひますけれども、それにしても、反対だからああいふ騒ぎが起きていることをまず察知しなければならぬわけですね。そうして議場は混乱し、正当な集約をつけるような意見の開陳は行なわれていない。それをさして放棄したものともみえず、こう言うのです、政府側の答弁で。この裁判だけでなく、今後国政にこういう姿勢で主権が侵されていくということになれば、日本の政治の形態、政府というものとは全く主権無視である、権力の乱用である、逆行のさか立ちもはなはだしい、こう言わざるを得ないのですが、いかがですか。

○櫻内国務大臣 だんだんお話を聞いておると、

やはり私と大きく差のあるのは、自衛隊が軍かというところにあるようです。私は、防衛庁から保安林の解除申請がある、自衛隊は国の防衛に当たる公益上必要なものである、したがって、公益上の理由をもつて解除を認める、こういう順序を踏んでおるわけですね。あなたは、それを軍である、軍の動くところは公益はない、こういうことで、櫻内もさつきそれに同意したじやないか、それはちよつと違ふと思うのです。私は、戦争というのが公益上行なわれるというようなことはない、それを認めたわけであつて、それからまた私は、日本の自衛隊が軍であつて、そしてそれは公益上反するというようなそういう考え方には立つておらないのです。

○美濃委員 しかし、それは、私は、極端に憲法論からは持つていきません。常識論から私はお尋ねしておるのですが、自衛隊が軍かという問題は並行線をたどるから一応おいたとしても、ただ、将来動かすこともなければ、動かす必要のないものに、あの一基はく大な輸入機械を入れて何で練習をさせるのですか。一応練習用と、こう言っている。実戦用に使えるのかと言つたら、装置をすれば使えますと、こう言うんです。実戦用のミサイルの発射は可能なものであります、しかし、現実には練習用にしか使いません、こう言うんだな。防衛庁から来ておるでしょう。そう言うんでしよう。そんなものを将来公益を破壊するような手段や方法で絶対使うことないんだつたら、やめちやつたほうがいいじやないですか。何のために国民の税金でそんなものを備えてつけてやるんですか。やめて、老人ホームでもつくつてお年寄りの世話でもやいたほうがいい行政になるんじゃないですか。将来動かすこともない、使うこともないというんだつたら、そんなものを要らぬでしよう。何のためにそんなものをつけて練習ですか。将来必要があつて動かそうとするから、備えてつけて練習をさすと、こう解釈せざるを得ない。そうでしょう。将来使う必要もなければ、動かすこともないのだというものを、何のために膨大な

輸入ミサイルを入れてああいふ設備をするんですか。動かせば破壊して公益を害する、だから公益的な施設ではないのだと私は言っている。動かすことがないのだ、使うことがないのだというなら、やめたほうがいいですね、国民経済上からいって、それは公益のためであらうと、防衛のためであらうと、理由のいかんを問わず動かしはならない。動かせば公益を破壊してしまふ。動かすことができない、動かす必要がないという定義に立つたら、何のために膨大な経費と膨大な施設に金をかけてそういうものをつくつて練習をするのか。いま実戦用には使いませんと言ふんですから、実戦用に使うだろつという表現は私は使いません。使わぬと言ふなら、使わぬなりでいいんです。すなおに受けますよ。しかし、使わぬもののだつたら、何のためにむだな金をかけて練習をする、こう言わざるを得ないわけですね。だから、公益に合致しない。

その使うが使わぬかは農林大臣に聞きません。施設庁長官は来ておるでしょう。どうですか。私の言つておるやうに聞いておるんだが、解釈が違つておりますか。実戦用には使いません、練習用であります。どうですか。

○上野説明員 御承知のとおり、長沼に配置いたしますナイキの部隊は第三高射群の一隊でございます。これは道央地区の防空の任に当たるわけでございます。もしかりに万一侵略がございますすれば、これは実戦に当然使うわけでございます。

○美濃委員 そうでしょう。そういうことなんです。それを動かせば公益が破壊するから公共の利益には合致しない、これも申し上げておきます。あと時間の関係もありますから、ここで大臣と並行線をたどつた話をしても困るのでやめますけれども、おそろくきょうの私の質疑の記録を公正に——日本の大臣諸公に見てもらつちやこれはだめなんです、頭が少し狂つておるんですから。しかし、公正な国際の、たとえば国際連合なんかのところにあれしたら、とにかくくはぐな答弁を

しておると思う、そうなると思います。そんな話はないと思うのです。全然支離滅裂な答弁だけれども、それと水かけ論争をしてもこれは決着がつかない問題ですからこの辺でやめますけれども、最後に、最高裁でこれは取り消せという——いま第一審で敗れて二審に行つております。最高裁で最終判決が出た場合にどう措置をとりますか、同様の判決が下つた場合。

○櫻内国務大臣 三権分立であるその立場からいたしまして、最高裁の判決を予想してここで云々することはいかかと思ふので、差し控えたいと思います。

○美濃委員 それはちよつと変じやないですか。第一審が取り消せ、こういうのですから、第一審が最高裁で支持された場合、大臣としてどう措置をとりますか。予想しての答弁はできませんと言つたつて、予想は第一審で出てくるじやないですか。おかしいんじゃないですか。第一審が最高裁まで支持された場合、大臣としては最終措置はどうとるかということをお聞かして。

○櫻内国務大臣 法律の規定、裁判上の手続によつて現に上訴いたしておるわけであります。それは、第一審の判決というものについてわれわれは當を得ておらないという立場で上訴しておるのではありませんから、その上訴をしておる私が、第一審を少なくとも妥協とするか、あるいはこれを認めるがごとき立場において、しかも最高裁までの判決を予想して云々するということは、やはり私としては適當でないと思ひます。

○美濃委員 以上で終わりますけれども、終始これは行政権の乱用ですよ。私は、櫻内という閣僚はもう少ししつぱな人だと思つたけれども、きょう御意見を伺つて、内心やはり行政権乱用の張本人である。きょうの答弁は全く了解することができない。しかし、これ以上水かけ論争をすること無益でありますからやめますけれども、そういう考えで国政を担当してもらうということはありがた迷惑です。もう一ぺんよく真剣に考えてもらいたい。立場もあつて言えないこともあつたでしよ

う。腹ではそう考えておつても、これを言つては
まずい、いま言つたらば食い違ひ、こういうこと
もあるかしらぬが、十分これは注意してもらひ
たいということを申し上げまして、質問を終わ
ります。

○佐々木委員長 次に、多賀谷真稔君。

○多賀谷委員 長沼ナイキ基地に対する判決が出
ました、福岡県の遠賀郡岡垣町において、対地射爆
訓練場の撤去を要求する大集會がこの十六日に開
かれました。この機に私は、岡垣町における対地
射爆場の問題について、まず農林大臣にお聞かせ
願ひたい、こういうふうに思ひます。

この岡垣町の保安林というのは、徳川吉宗時代
に黒田藩の吉田六郎太夫という家老から次のよう
な囃つきをもらつております。すなわち、「定」
として「浜村の砂吹き上げ年々田畑が荒れてきた。
すべて地所の損亡は極めて重大なことであるので、
砂除けのため、当元三年より浜辺に松の植立を
仰せつけられたから、常に手入れ等を行ひ、下草
迄も伐りとりないう、後年に至り如何なる事情
でも浜辺砂除けの松諸木は伐つてはならないとい
う定めは、たとへば後々当時の詮議で役人が伐ろう
ともこの書付を示し断ること。」
右の通りである。百姓として伐り荒すことがあつ
ては重科に処せられること。

元文三年四月「こういうように囃つきが来て
おるわけです。そして、一校一死といひまして、
一校切れば一人の人の生命がなくなる、こういう
ように防風林としてあるいは塩害の防止林として、
地元住民が二百年余にわたつて育ててきたもので
あります。そういう中ですと防風林として、保安
林として、そういう地元住民のためにいろいろ
役立つたこの保安林が、戦後、昭和二十三年に
アメリカ占領軍がいわば射爆場として使つた、こ
ういふことであります。それから幾多の非常に大
きな災害が起つておるわけですが、それが今年
になつて返還をされました。ところが、自衛隊の
ほうでそれを使用したいということで、これを県
知事に対して、経過はいろいろありましたがこれ

も、いわば保安林の一時使用ということで作業許
可を求めてきた、こういう経緯を私は承知してお
ります。

それで、その間農林省としてはどういふような
措置をとられたのか、これらについてお聞かせ願
ひたい。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

○平松説明員 岡垣の防風保安林についての自衛
隊の対地射爆場としての使用について、福岡県
知事が作業許可を与えた件についての経緯は、先
生たゞいま御指摘のとおりでございます。昨年の
三月に返還されて以来、自衛隊のほうからは、
その地域を引き続き自衛隊の射爆場として使用
させてほしいといふふうな要望が福岡県知事及び
私どものほうへも伝えられましたので、そのこと
の可否について、福岡県知事には森林法に基づく
機関委任で、私どもは指導官庁であるという立場
で、両者で協議を重ね、なおかつ防衛庁ではどう
いふふうな形で使用をされるのか、私どもとして
は保安林の機能が最高度に發揮されるようにとい
う考え方で対処するという前提で、いろいろ協議
を重ねてまいつたわけでございますが、本年五月
に、閣議了解で防衛庁に五年間を限つて使用させ
るというふうな了解が出たわけでございますので、
その線に沿ひまして福岡県知事も協議を行なつ
て、福岡県知事が作業許可を与えたということに
ございませう。

○多賀谷委員 きわめて事務的な質問ですが、作
業許可という三十四条の二項の、保安林における
作業許可の許可権、これは機関委任なんですか。

○平松説明員 たゞいま先生御指摘の三十四条の
第二項の規定でございますが、第二項におきまし
て、「保安林においては、都道府県知事の許可を受
けなければ、立竹を伐採し、云々」その他の土地
の形質を変更する行為をしてはならない」といふ
ふうな規定がございまして、これは法律によりま
して都道府県知事に委任をしておるということに
ございませう。通常こういうふうな場合を私ども
は機関委任と称しているわけでございませう。

○多賀谷委員 これは四十条の二の節に規定す
る農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、
その一部を都道府県知事に委任することができ
る。この機関委任と、最初から三十四条の二項の
ような、いわば都道府県知事の権限を法律で明記
しておる、こういう場合と同じですか。

○平松説明員 森林法の規定の中で、行政機関の
権限という形で、農林大臣と都道府県知事との間
にどういふふうな権限の配分を行なうかというこ
とを原則として規定しておる。その中の一つと
して、三十四条の二項でも先生御指摘のようなこ
とが出ておるわけでございますが、四十条で規定
しておりますのは、そういうふうな形で原則的な
配分をいたしました中に、政令で、場合によると
都道府県知事に委任したほうがよろしいという場
合があるであろうから、それは農林大臣が別途都
道府県知事に委任していいよといふふうな権限規
定であるかと思ひます。

○多賀谷委員 そうすると、主務大臣は機関委任
をした事項については、いわば指導監督あるいは
取り消しとか、いろいろな監督権、指揮権がある
わけです。そうすると、この最終責任は農林省で
すか。今度の作業許可の最終責任というものは農
林省が持つてゐるのですか。

○平松説明員 作業許可という行政行為そのもの
は都道府県知事の行為でございますから、都道府
県知事が最終責任を負うということでございます。
ただ、都道府県知事がそういう決意をされるに際
して、農林大臣に協議をしてこれらといふふう
な形のことは、機関委任でございますから、当然
ございませう。また、都道府県知事の行為が必ず
しも国の意思と一致しないといふ場合には、地方
自治法なりあるいは国家行政組織法なりに救済規
定があるわけでございまして、そういうふうな形
にならないう場合は、通常、都道府県知事が行政
行為として責任をとるといふ形にならうかと思
ひます。

○多賀谷委員 それでは、当然に指導監督、しか
も権限があり、機関委任であるということですか

ら、私は農林省に就いて質問をしたい、こういう
ように思ひます。

そこで、まず私は、この岡垣射爆場の保安林の
作業許可を与えたといふのは、法律の規定からい
えば、その三十四条の二項を適用するのは非常に
無理があつたんじゃないか、こういうふうに思
ひます。それはそこに例示をしてありますこの
場合、すなわち「立竹を伐採し、立木を損傷し、
家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、
又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地
の形質を変更する行為をしてはならない」この例
示規定と飛行機が射爆をするという行為とは非常
に異質なものですね。ですから、いわば作業許可
のような性格のものではないといふことですよ、
まず第一に。法律の適用が非常に無理をしている
んじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、
それについてお聞かせ願ひたい。

〔坂村委員長代理退席、山崎（平）委員長代理
着席〕

○平松説明員 当該森林の状況は、先生御承知の
とおり、作業許可を与えました地点は無立木地で
ございまして、新たに森林を破壊するといふこと
ではないといふような状況でございます。これ
を防衛目的のために使うといふことでございま
す。長沼で起つておりますような形で保安林の
解除という方法もあるわけでございませう。ま
た、現在無立木地であつて、新たに森林を破壊する
といふものではございませう。現在の森林の持つ
機能をより低下するおそれはございませう。ま
た行為期間を五年に限る、五年済んだら造林をし
てもらつて森林の姿にするといふことのほうが、
保安林を解除するといふことよりもより目的に適
するんじゃないか、われわれの意図に合するんでは
ないかといふふうなことから、決して三十四条
の二項でそういうふうな形のものを禁止しておる
とは考えられませんので、三十四条の二項の作業
許可を与えることといふことで、福岡県知事と協
議をしたところでございませう。

○多賀谷委員 無立木地になつたのは、アメリカ

占領軍が伐採をしたから無立木地になったわけですね。ですから、その意味においては保安林を本来ならば修復をしなければならぬ、復元をしなればならぬ義務が農林省にはあるわけなんです。ですから、初めから無立木地であつたわけではなく、伐採をして約四十ヘクタールの無立木地をつくられたわけですね。ですから、当然、私はそのことはあまり理由にならないのじゃないかと思う。いま無立木地だから、それだけ保安林としては機能を喪失しておるのだから、だから作業許可していいのだということ、私は理由にならないと思う。

そこで、まず質問したいのですけれども、占領軍それからその後アメリカ軍が昨年の三月返還するまでは、一体その無立木地の地域は国内法上どう扱っておつたのですか。

○平松説明員 当該保安林は二十二年の六月三十日にポツダム宣言第七項に基づきまして米軍に接収されました。以来対地射撃場として使用されてきたものでございますが、昭和二十六年の九月八日に安保条約に付随する行政協定が締結されました。これに基づきまして国有財産を米軍に提供する際の根拠として、安保条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律が制定されたわけでございます。林野庁といたしましては、この法律の六条と国有財産法の十五条の規定に基づきまして、当該国有保安林を防衛施設庁に対して毎年継続して使用することを承認すると同時に、防衛施設庁は、安保条約の第三条と行政協定の第二条の規定に基づきまして、米軍の使用する区域として提供して、米軍は四十七年の三月三十一日まで引き続き対地射撃場として使つてまいつたというふうな事情でございます。

○多賀谷委員 それはいわば所有権者としての使用関係のお話ですね。私がいま聞いているのは、国有財産としての使用関係の契約のお話を聞いているのじゃないのですよ。保安林としては一体どういうように国内法的にその処置をしたのですか、こう聞いているのです。

○平松説明員 この米軍に提供されております間

は、森林法の規定として、行政庁の権限を行使するということができない状態にあつたというふうな私どもは考えております。

○多賀谷委員 要するに、権利が停止しておつたわけですね。ですから、いわば返還後新しい問題としてここに登場してきた。保安林に關していえ

ばそういうことになる。そこで、私は保安林についていうならば、それはやはり復元をする、修復をすることをまず第一に目的としなければならぬと思う。それなのに、いま無立木であるということと理由に作業許可を与える、あるいはそれが無立木でなかつたら保安林の解除をしたかもしれない、こういうことは私どももその使い方が解せない。本来農林省としてはそういう使い方をすべきではないでしょう。

要するに、権利は占領軍というものの、それから行政協定によつて停止をされておつたわけですね。ですから、いわばこの法律、すなわち森林法が發動できなかったわけだから、いよいよ發動をするようになったら、もとの、昭和二十二年の六月三十日以前に返るわけだ。以前に返るとするならば、それは保安林として返つておるわけでしょう。ですから、保安林としての扱いをしなればならぬ。それがたまたまそこが無立木であつたということ、それに差をつけるということとは私は不当ではないのじゃないか。それは当然木を植えて立木地帯にする義務がある。その立木地帯にするということとを前提にものを考えなきゃならないのじゃないか、こういうふうに考えるのですが、どうですか。

○平松説明員 当該地点につきましては、私ども保安林の所管をいたしております役所としては、保安林の機能を回復するというに最大の眼目をして行動するということが必要であらうというふうな考えをわけでございます。ただ、当該地域につきましては、返還以前から米軍の許可を得まして自衛隊が射撃場として共用しておられたというふうなことがございまして、ほかに射撃場がないということから、そこを引き続いて使用

したいというふうなことがございまして、防衛目的上そこを使用したいんだという話でございます。ですから、その間の調整をいかにするかということ、もしやるとすれば、作業許可という手法と

保安林の解除という手法があるわけでございますけれども、保安林の解除ということをやるとも、五年という期限を限りまして、その後保安林として復元ができるというふうな客観情勢がございまして、そういう情勢であるならば、射撃場の使用後保安林に復元するというふうな可能性が残っている作業許可のほうが適当であらうというふうに判断いたしました。作業許可に踏み切ることになったわけでございます。また、無立木地は四十ヘクタールほどあるわけでございますが、最小限にとどめるといふことで、その中の二十ヘクタールを作業許可を与えて、残りの二十ヘクタールについては、作業許可の条件として、当該地域にクロマツの植栽を義務づけるというふうなことをいたしまして、できるだけ保安林の機能を發揮させるといふふうな形で対応いたしておるわけでございます。

○多賀谷委員 あなたのほうの森林法に基づく規則並びに運営についてちよつと質問をしたいと思ふのです。許可をしてはならないあるいは同意はしないものとすると例示事項の中に「立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成のために支障を及ぼすおそれのある場合」ということをいっているのです。ですから、爆撃というものは、立木の損傷によつてその生育を阻害しますよ。それなのに、なぜ今度の場合はそういうふうな処置をとられたのか。大体あなたのほうで同意してはならないあるいは許可してはならない条件の中にまさに適合してあるじゃないですか。

○平松説明員 先ほどもお話し申し上げましたように、今回作業許可の対象となりました二十ヘクタールについては、現在、先生御指摘のように、米軍の射撃による火事の結果だというふうに承

知いたしておりますが、そのために無立木地になつておる。無立木地でございますから、立木地区の損傷というふうな事態は起こらないではないかというふうな考えをしておるわけでございます。

○多賀谷委員 あなたは無立木地の話を一生懸命されておられますが、立木を植えている地域もものすごく損傷を受けておるのですよ。いいですか。あなたのほうが作業許可を与えてない周辺ですね。いままでの実績を見てもらいなさい。とにかく大きな災害だけを私があげても、森林法に基づく問題に限りまして、非常に大きな事件が起こつておるのです。これは四十ヘクタール立ち木を切つた以外の地域ですよ、その周辺。とにかく防風保安林の十六ヘクタール、これが焼失している。それは三十四年の二月。続いて三十六年の八月にはやはり六ヘクタール焼失しておる。四十年の五月には十五ヘクタールです。約三十七ヘクタール焼失しているのです。あなたのところは、二十ヘクタールは保安林の作業許可を与えたと言つけれども、そのほか保安林の中で三十七ヘクタール現実に焼失しておる。だから、一体、こういう問題をどうするかということですよ。それは、立木のないところだけを一時使用して作業許可を与えたと言つけれども、問題は、立木のあるところが現実に三十七ヘクタールも、許可をしたところ以上に焼けておる。

そうして現実に立木しておる立ち木はどういうふうな状態になつておるか。マツクイムシにやられておるでしょう。それから機軸がばあつと根っこへ入つてくると、もう枯れますよ。そうしてあれだけの飛行機が飛ぶわけですから、排ガスで枯れていくのですよ。そういうものは依然として保安林として残しておる。そうして木のないところだけを作業許可を与えたと言つ。一体これで理由になりますか。

農林省はまさに四十ヘクタールのアメリカ軍の伐採地のうちで二十ヘクタールだけ作業許可を与えたと言つけれども、現実に被害の場所というのはまさにその保安林全体ですよ。保安林全体だけ

じゃないのですよ。この保安林のほかにいままで薬きょうが落ちたりいろいろ落ちてはいる。薬きょうの落下だけでも、その地域以外が八十七、約九十です。その薬きょうが落ちた地図がある。そうして現実には飛行機が昭和二十九年には墜落しておるのですよ。それから不発弾処理の爆風によってガラスが数万枚割れておるのですよ。さらに、十八歳の子供と十六歳の子供が、一人は死亡し、一人は重傷を負っているのです。それから三十四年にはジェット機が墜落しておるのです。さらに三十五年には不発弾の処理の爆風によってガラスが数万枚破損しておる。それからさらに、結核の療養所、いま一般の療養所になっておりますが、県立の療養所の裏、三百メートルのところにジェット機が墜落したのです。そういう事件がずっと起こっているのです。

ですから、立木のないところだけを作業許可を与えたと言つて逃げようとしても、現実にはあなた方の周辺を取り巻く保安林が全部ばたばたとやられておるわけでしょう。一体これに対して農林大臣はどう考えておるわけですか。これは全部対象になるような問題なんですよ。これで保安林の機能は阻害するしないでやっていけると思ふのです。二十ヘクタールの作業許可を与えたところが、実際は過去において三十七ヘクタール焼けておるでしょう。私は農林省は一体何を考えておるのだろうか、かように考えるわけですが、大臣から御答弁を願ひたい。

○櫻内閣内務大臣 過去における被害の事例を幾つかおあげになって、そのことは当時の米軍の行為としてまことに遺憾なことであつたと思ひます。それから、今回の福岡県知事の作業許可につきましては、先ほどからお答えを申し上げておるように、農林省のほうにも御相談もありましたが、自衛隊が従来共用しておつたということ、また今後五年でこれは保安林に復元するという前提でございいますから、そういうような経緯からいたしまして、福岡県知事の作業許可はやむを得ないものと私は了解したわけでありませう。

○多賀谷委員 大臣、じゃ、五年で返るんですか。五年たちますと、これは当然射撃場は撤去されるわけですね。
○福田政府委員 大臣からお答えいただく前に私からお答えしたいと思ひますが、当初から林野庁としましては、保安林の管理を、完全にこれを維持していくためには、早くこれをもとの状態に復旧したいという意思表示を強くしておつたところでございます。今回閣議の了解に基づきまして、あの地区については五年に限り作業許可を与えて、ということになったわけでございます。私どもとしましては、当然これは五年過ぎますと戻つてくる、そのあとは必ず造林させるといつつもりでやるわけでございます。四十ヘクタールでございまして、たゞいま御指摘のございました全体として約三百ヘクタールの保安林でございまして、中でいろいろとそういう事故が出た場合には、必ずこれは復旧していただくということを強く申し入れて、その点の了解を得ております。この地区は、三百ヘクタール全体については直方営林署の管理の責任でもございいます。いろいろたとえばマツクイムシなんかの被害もございしますので、常時その管理については適正を期するように指導してまいっておるところでございます。五年過ぎましたら、必ずこれは戻していただくという約束になっております。

○多賀谷委員 大臣もそうお考えですか。
○櫻内閣内務大臣 ただいま林野庁長官からお答え申し上げたとおり、五年後には返されるものと承知しております。

○多賀谷委員 林野庁長官はいいですよ。あと質問を部長にしますから。
そうすると、防衛施設庁にお尋ねしますが、これは五年したら必ず返るわけですか。

○高松政府委員 私どもとしてはそういうお約束

をいたしております。つまり、今年の五月十五日の閣議において、当時の増原防衛庁長官から、今後五年限り使用することについては、これを政府の統一方針として確認したい、こういう御発言がございまして、その旨了解されております。また関係の地元、町長にしましては、八月十五日付で、岡垣対地射撃場の使用期間は使用開始後五年の間とするという覚書きを渡しております。したがって、私どもとしては、五年間これを使用する、五年たちました時点におきましては、これは当然に返還する、こういうことになっているわけでございます。

○多賀谷委員 五年間に限り使用さすというならば、初めから使用しなければいいじゃないですか。それだと、五年後はどうするつもりですか。
○高松政府委員 御承知のように、現在自衛隊が使用しております対地射撃場は、北海道の島松と青森の三沢と岡垣との三つでございまして、それ、私どもといたしましては、五年以内に岡垣は他に移転させるという方針でおります。ただ、移転先の選定あるいはそこにおけるいろいろは施設その他の問題がございまして、それにつきましてはやはり五年程度の時間が必要であらう、こういうことで五年という期間をきめたわけでございます。

五年たつたら他に移転する、こういう予定であります。
○多賀谷委員 これはそのときになってまた移転先がないときは言わぬでしようね。移転先がなくなつて、返還するのでしょうかね。
○高松政府委員 私どもは五年以内であつても、適当なところがあつて、適当な設備が整えば、移転させる、こういう方針でおります。

○多賀谷委員 五年たつて、移転先がないからやむを得ずそのまま存続したいとは、よもや言わぬわけではしやうね。
○高松政府委員 五年間という約束は守ります。それに沿うように今後一生懸命に移転先につきまして努力をしてみたいと思ひます。

○多賀谷委員 私が聞きたいのは、移転先の有無にかかわらず五年後には返還をする、こういう意味ですかと、こう聞いておるのです。私が一番心配するのは、五年たつて移転先がないからそのままおきたい、こういうことはよもやないでしやうねと、こう言つておるのです。それをばつきりしてもらひたい。

○高松政府委員 そういうことは申しません。
○多賀谷委員 これは農林大臣は返していただくほうですか。あなたは農林大臣として、また国務大臣として責任ある地位ですが、それは絶対間違いないわけですね。それはばつきり速記録に残るように答弁してもらひたい。これは重大問題ですよ。いままで板付の飛行場だつてさうでしやう。総理大臣以下みんな事件が起こつたときには約束をするわけですよ。移転しますと。ところが、移転先が見つからないからそのまま居るわけでおる。これはいままで全部さうですよ。ですから、岡垣の場合は、移転先の有無にかかわらず絶対に農林省としては返還をせよ、それは閣議できまつておる、こういうように大臣のほうから明確に御答弁を願ひたい。

○櫻内閣内務大臣 五年を限つて作業許可を与えるにつきましては、事の重要性にかんがみまして、当時の増原防衛庁長官が閣議にはかり、関係省庁了解の上でこういう措置がとられたのでありまして、移転先の有無にかかわらず五年後におきましては必ず返還されるべきものである、このように考えております。

○多賀谷委員 使用承認の条件とか、いろいろ書類を見ましても、更新はしないとは書いてある。しかし、再契約はわからないわけですよ。ですから、私は、政治的な問題として、絶対に移転先の有無にかかわらず事実上継続使用はない、こう考へていいかどうか、これはもう一回ひとつ答弁を願ひたいと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 文章上更新はしないということについては御疑念をお持ちのようでございます。私としては、先ほどお答え申したとおり、事の重

誘因にもしようかというふうなことから、公益的機能の計量化を始めたわけでございます。

○諫山委員 私も森林を経済的な機能という面からだけではなくて、公益的な機能の面からもとらえるということには賛成です。そして調査によりますと、森林の公益的機能を金銭に換算すれば、年間十二兆八千二百億円にのぼるということが出ております。この数字については、全林野労働組合などのパンフレットでは、正確な見積もりとはいえない部分もあるというような批判は加えながらも、やはりいろいろな面で活用しております。森林の公益的機能が経済的価値に換算すればこんなに膨大なものであるということを自信を持って発表されたわけですが、それにしても、森林に対する保護政策が弱過ぎるという感じを私はぬぐい去ることはできません。

現在、民有林についてのまいりますと、どういう保護政策、助成措置がとられているのか、項目だけでけっこうですから、列挙してみてください。○平松説明員 森林に関する国の施策ということで、どういふふうな施策があるかということでございます。非常に広範にわたるわけでございまして、まず森林につきましても、森林の生産基盤という意味において林道の造成というものについて補助をするというふうなことをいたしておりますが、そのほかに森林開発公社による大規模林道、スーパール林道の造成というものがございまして、生産基盤としての林道の造成をやる。それから造林事業の推進というところでございまして、これは造林について補助金を出す、それから公庫の融資をやる。森林開発公社で水源林造林をやるというふうな形で、造林を助成するという形で仕事をやっておるわけでございます。

また林地が荒れることを防止するという意味におきまして治山事業を進めるということでもございまして、これは治山治水五カ年計画に基づいて対処いたしておるわけでございます。以上のような森林基盤の造成と申しますか、林地についてあるいは森林資源についての助成制度

のほかに、まず林業経営を確立させるという意味におきまして、林業構造改善事業を第一次、第二次と続いてやっておるわけでございまして、また林業の生産のない手であるところの林業労働力の対策ということでの施策を講じておるところでございまして。

また、森林の計画的施策ということをはねらいたしまして、森林計画制度についてのいろいろな助成をやっておるわけでございまして、また民間の森林施策についていろいろな改良をはかつていくという意味におきまして、林業に関する技術の普及とか試験研究の助成とかそういうようなことをやっておるわけでございまして。

また、森林につきましても、病害虫がつくというふうなこともございまして、病害虫の防除というふうな形のものもございまして、さらに優良な種苗を確保するというようなことをやっておるわけでございまして。

また、林業者の団体でございまして、この森林組合を助成、強化していくというための施策も講じておるわけでございまして。

以上、非常に大ざっぱでございしましたが、申し上げたところでございまして。

○諫山委員 以上の中、二、三について質問します。

まず造林補助金であります。これは昭和四十四年度ごろまでは全部予算が使われていたようですが、四十五年、四十六年、四十七年には予算が余っています。なぜ予算が余っているのか、また四十八年度の見通しはどうなのか、御説明ください。

○平松説明員 造林事業の推進につきましては、森林資源の充実とその多面的な機能の向上をはかるためきわめて重要であると考えまして、その推進につとめておるところでございまして、ことしはちよつと事情が変わったわけでございまして。去年、おとしと材価が低迷したあるいは自然保護の要請が強まったというふうなこともございまして、伐採が停滞するというふうなことがござい

まいりましたので、かなり改善されるのではないかとこのように考えておるわけでございまして。

○諫山委員 せっかく予算の中に補助金の額を組んでおきながら、それが使い残しで余るというのは、私たちから見れば、一面ではもったいないし、一面では不健全な感じがするわけです。このことの中には民有林の直面している困難性が象徴されているのではないかとこのようにも思います。実際に植林してみても、三十五年か四十年しなればそれが金にならないという実情でありますから、そろばん勘定だけではなかなか植林する気にならないというのには、いまの経済情勢の変動の激しい中では当然予想されることです。私はこの問題を解決するためには、もっと政府が、森林の公益的な機能ということを強調しているぐらいでありますから、手厚い保護を加える必要があるのではないかとこのように考えております。その点で、たとえば補助金の率を引き上げるとか、あるいは零細な森林所有者に対してもっと有利な融資方法を考えるとか、そういうことは構想にないのでしょうか。

○平松説明員 先ほど申し上げましたように、造林を取り巻く事情というのはなかなか困難な情勢にあるわけでございまして、先生御指摘のような方向で私も努力をしてみたいというふうなことを考えておるわけでございまして。

○諫山委員 私があつた森林組合で調査したんですが、昨年一年間の植林面積が千二百一十町歩、造林補助金が六千八百二十三万円、そして、以上の植林に対して正式に森林組合を通じて造林資金を借り入れた額がわずかに三百九十二万円という数字が出ています。森林組合の名前を發表していいかと聞いたら、それはかんべんしてくれという話ですから名前には言いませんが、とにかく一年間に、一つの県の森林組合で三百九十二万円くらいしか造林資金が利用されてない。私はこの事実を知って驚いたのでありますが、そういう実情になつてゐるんですか。

○平松説明員 造林資金の借り方という点につき

ましては、いろいろその地域の実情に応じまして違つておるといふことがあろうと思ひます。たとえば人工林化の進んだところで、もうすでに伐期齡に達して造林をするといふようなところは、森林伐採による収入のほうから借り入れるといふこともございまいし、先ほど御説明いたしたような形で、薪炭林等を人工林に切りかえるといふような地域につきましては、造林資金の調達に非常な困難であるといふようなことがあろうと思ひます。そういう造林資金の調達が困難であるといふところにつきましては、森林組合が借り入れるといふことにつきましては、森林組合がみずから造林をするといふ点では、資金を借りるといふふうな形にはおそろしく現在の森林組合ではなつていないだらうと思ひます。いま先生がお調べになつた案件も、森林組合を通じて組合員が借りたといふことであらうと思ひます。けれども、造林資金の調達についてはいろいろの方途がございまして、組合によつていろいろの姿であつて、いま先生がおつしやつたものだけが、そういうふうなことが全国すべてであるかどうかといふことについては、私もそうではないのではないかとこのうに考へております。

○諫山委員 私、林野庁の人にいろいろ説明を受けたときには、新たに植林をする場合には造林補助金も出ますし、二十年間据え置きぐらゐの低利の融資制度もあるんだから、ほとんど手出しをしなくても木は植えられるのですよといふ話を聞いたのですが、どうも現地で調べてみると、そんなまよやましいものじやないといふことを私は知つたのです。私がなぜきよの初めに森林の公益的な機能といふ問題について質問したかといふのは、ほんとうに公益的な機能といふのを政府が自覚しているのかあれば、もつとここの点であたか保護措置がとれないのかといふことを考えたかです。きよは農林大臣もおられますが、いかがでしょうか。私はそろばん勘定だけにまかしはおつたのでは、山は裸になつてしまふと思ひます。やはり公益的な機能といふ点を強調する限り、そ

れにふさわしいような助成措置を政府が強化する、そういうしないと、日本の緑、とりわけ個人が所有している民有林の緑は守られないのではないかと思ひますが、いかがですか。

○櫻内内務大臣 いま御質問を承つておつて、まことに私としては残念に思ひます。実は手元にある資料からいたしますと、造林関係の予算の推移を見ましても、前年比二二・八という指数になつております。それから四十七年度、四十八年度と造林助成制度の改善をずつとやつております。たとえば同地造林事業の採択基準を二ヘクタールを十ヘクタールに改定するとか、普通林における再造林を補助対象化するか、それから農林漁業金融公庫造林資金の貸し付け条件は、貸し付け対象林を八年を十二年に延長するとか、都道府県有林造林を新たに貸し付け対象に追加し、これは四十七年度であります。四十八年には保安林重要水源地域等公益性の強い地域における造林の助成強化あるいは計画的な森林造成とその効率化をはかるため、計画的な森林造成の助成強化、また森林の持つ公益的機能に着目し、保安林等における育林事業の新規補助対象化、これは四十八年度でございします。なお、標準単価、ことしよりこれはヘクタール当たり再造林におきましては四十七年十万八千円のもの、十三万六千円に、拡大造林については十三万五千円を十九万五千円に、四十八年度からは育林で下割り、雪起こし等、これがそれぞれ二万三千円、四万六千円と、こんなふうないろいろな措置をいたしておるのでございします。そういう立場から、いまの御質問を聞いておつて、該当の組合がどういふ組合であるか御発表にはなれないといふこととございします。調査の方法がございしません、私ももつと具体的に個々の森林組合に当たつて検討してみたい、かように存じます。

○諫山委員 造林補助金の対象として、五百ヘクタール以上の山林は対象にしないといふことになつてゐるのだそうですが、実際は五百ヘクタール以上といふような大きな山林にも補助金が支払われてゐるというのを聞いていますが、実情はどう

なつてゐるのでしょうか。

○平松説明員 大規模な森林所有者層につきましては、規模の利益を活用するといふことによりまして、一般に小規模な所有者層に比べますと経営が安定しておるといふようなことがございします。で、大規模森林所有者の造林事業は制度融資によつてやつてもらうといふことになつてしまつて、三十九年度以降、造林事業の実施要領といふことで、保有規模が五百ヘクタール以上層の大規模森林所有者につきましては、保安林等の法令による施業制限を受ける森林における造林であるとか、あるいは災害復旧のための造林であるとか、あるいは農林漁業金融公庫の融資を受けられない場合等における造林を除きまして、原則として補助対象から除外するといふ方針でおるわけにございします。

ただ、北海道につきましては、特例といつたしまつて、普通林の造林についても補助を行なつておりますけれども、これは北海道は御存じのとおり、土地生産性が非常に低い、またきびしい気象条件のもとにあるわけにございしますから、林木の生長が悪うございします。造林事業の採算性がきわめて悪いといふような特殊事情がございします。で、実施要領の規定に基づきまして、林野庁長官の承認を受ければ、造林の補助ができるというふうな形になつておりますので、北海道知事からの申請が出てまいりまして、その申請を受けまして、普通林の造林に対し補助を行なうことを承認しているという実例があるわけにございします。

○諫山委員 昨年度、一昨年度、北海道で五百ヘクタール以上の大山林地主で何件ぐらゐ補助を受けたのか、補助の金額はどのくらいだったのか、御説明ください。

○平松説明員 北海道における拡大造林について、五百ヘクタール以上の大森林所有者に特例措置として補助を行ないました対象者数が、四十六年には二十三件、四十七年には同じく二十三件。面積は四十六年が千七百七十七ヘクタール、四十七年が千八百九十三ヘクタールといふふうな数字になつておりますが、この数字はいずれも保安林等も含

んでおる数字でございまして、普通林だけという数字は、ちよつとあいにく数字を持ち合わせませんので、ごかんべん願ひたいと思ひます。

なお、金額につきましても、ちよつと、件数と面積だけで押えておりますので、いずれ後刻先生にお知らせしたいと思ひます。

○諫山委員 私の調査では、北海道で造林補助金の適用を受けたのは、たとえば三井だとか、三井だとか、国策パルプだとか、王子製紙だとか、とんでもない大企業がずらつと並んでゐるといふふうな聞きなりました。こういうところは特別な助成金措置をしなればならないような対象であるのかどうか。どうでしょうか。助成措置をとらなければやつていけないような脆弱な企業ですか。

○平松説明員 確かに先生御指摘のように、北海道で特例として認めた中には、大企業と称すべきものもあるわけにございします。先ほどお話し申し上げましたように、北海道の特性といつたしまつて、寒冷地であるといふことから、土地生産性が非常に低い、造林の経済性が低いといふこととございします。で、やはり大森林所有者が所有してゐる林地でございまして、樹木が生育してゐるといふ姿が森林の姿としては望ましいといふ観点に立つて、助成をいたしておるわけにございします。

○諫山委員 それは制度の趣旨に沿わないのじやないですか。政府が特別な助成措置をしなればならぬが植林がしにくいといふような場合につくられたのが造林助成金の制度でしょう。ところがそれをなぜ三井とか三井にやるのですか。なぜ王子製紙とか国策パルプのような、もうけてもうけてしよがないような会社にまでやるのですか。それだけの余裕があるなら、なぜもつと中小零細の森林業者にそれを回さないのかと私は言ひたいわけにございします。

○平松説明員 私どももいたしましては、もちろん中小零細の所有者に対してはできる限り助成をしてまいりたいといふふうな考へておるわけにございします。

ただ、先生御指摘の北海道における大森林所有

者につきましては、やはり私企業でございしますので、採算の合わないというものについては手を加えないということになりますと、森林の姿としては望ましくない状態になるというところが危惧されますので、そういう意味において、採算が合うような形のところまで助成をするということが必要ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○諫山委員 農林大臣にお聞きします。

農林大臣は、いまの事実を御承知だったでしょう。三井とか三菱とか国策パルプというのは、金もうけのために運営されている会社です。そして金を借りようと思えば幾らでも金を借りることのできる会社です。こういうところに特別な助成措置がいまなお続けられているということは、私には納得できません。中小零細企業にあり余るような手厚い措置がとられて、その上にとりうてあれば、また話は別かもしれませんが、一方ではきわめて不十分な措置しかとられていないのに、損をするような事業をするはずがないような大企業に對して、こういう助成がおそろしいままなお続けられているという問題について、再検討の必要はないのかどうか。大臣、いかがでしょうか。

○櫻内閣務大臣 中小の経営者であつても、あるいは御指摘のような大きな経営者であつても、私どもが言つておる林野行政の中の公益的な面、これは大企業であつても持つておると思うのです。そういうことでありますから、これが非常に過度に行なわれておるといふことであれば、御批判のようなどであると思ひますが、先ほどから御指摘のように、造林予算が残るぐらゐの傾向のときでございまして、私としては、大中小を問わず林業経営の上に役立つことであつますならば、特に御批判を受けるには当たらない、このように思ひます。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

○諫山委員 私は、大臣から意外な答弁を聞いて非常に失望しております。この助成金というのはばつてあつたらなかなかな植林ができない、裸にな

るかもわからぬというので、そういう立場からつくられた制度ですよ。三井とか三菱がこういう助成をしなれば木を植へません。また、補助金が完全に使われていない、余つてゐる、だから大企業にも回してやつてゐるのだというやうな立場をとつてゐるのですか。だとすれば、事はきわめて重大です。私は農林大臣に突然こういう問題を提起いたしました、これはその場限りの答弁で済ますのじやなくて、やはり農政の根本的なあり方という点から検討し直していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。助成金が余つてゐるというのだったら、大企業に余つてゐる分を回すじやなくて、もつと困つてゐるところに助成の率を高めたらいじやないですか。

○櫻内閣務大臣 私の答弁を、残念ながら、余つておるといふところをお取り上げになつておるやうであります。私としては、最初に申し上げておるやうに、大中小を問わず林業経営の面で公益的なものを持つておるのでもございしますから、助成が行なわれても特に御批判を受けるには当たらないのではないかと。もちろん御質問になつておるやうに、中小の経営者に十分やるべきである。それはもう私はそのとおりを受けてゐるわけでありまして、たまたま大企業に對しての助成に御批判がございしましたから、私の所見を述べたのでありまして、おつちやつておるやうな方向に重点を置くということは、私としてもこれは異論を申し上げる考へはございません。

○諫山委員 次に、問題を変へまして、民有林で働いてゐる労働者の問題に触れてみたいと思ひます。森林組合の労働者に組織されてゐる労働者の数もずいぶんふえたやうです。もつとも最近では、ふえるどころか減少傾向も出てきたというやうに聞いてゐますが、それでも相当な数の労働者が労働班に組織されて仕事をしています。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)
ところが、この人たちの労働条件を見ると、お話にならないくらいひどい状態です。第一、森林組

組合が雇ひ主になつてゐるやうであります。通年雇用とはほど遠いやうな実情になつております。一年間に八十日働く、百日働く、一番いい人で二百五十日くらいしか働かない。あとの期日は仕事をしようにも山の仕事がないやうな実情のやうです。こういう実情を林野庁としてはそのまま放置しておくつもりなのか、それとも労働者が求めてゐる通年雇用の実現に努力をしておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○平松説明員 先生御承知のやうに、山林における労働というものにつきましては、林業の特殊性という点から非常に季節性があるといふことは一つあるかと思ひます。それから、わが国の森林の所有者の所有規模が非常に零細である。同時に施業がまたその零細な規模で所有してゐる森林を幾つもの年次にもわたつて造林をしていくわけでございます。それから、その零細な所有規模の對象の森林が、森林の作業としてはさらにまた零細な規模になるというやうなことがございまして、山林労働者としてはなかなか通年就労するといふやうな環境にないといふ事実があるわけでございます。

私もこの決して好ましい姿ではない、また、そういうふうな姿をそのままにいたしておきまして、林業労働者が減少してしまふといふやうに考えられますので、まず森林組合で労働班を組織して森林組合で施業の受託をするといふやうな形で、ある程度の施業の統合といふことが、ある規模まで施業を高めていくといふやうなことを考えております。また、今回の森林法の改正でも改正案項としてお願いをいたしておるわけでございますが、共同施業計画といふやうな形の制度を持ち込むことによりまして、分散所有されておる森林について労働を集約化、協業化するやうな形に持つていく。そういうやうな形のものが必要と考へるため化あるいは就労の長期化といふものをはかるための基礎であるといふやうに考へるわけでございます。ですので、そういう点について努力をいたしたわけでございますけれども、なおかつまだ客観的な

条件なり、われわれの努力の不十分さから、必ずしも満足すべき状態ではないといふ実情にあるやうかと思ひます。

○諫山委員 林野庁としては年間何日ぐらいの就労を実現するやうに努力してゐるのか。また、そういう完全な通年就労が実現できない労働者に対しては、仕事ができない間労働者はどうして生活をしていくと考へてゐるのか、御説明ください。

○平松説明員 林業労働者の通年労働といふものの最低のめどをどこに置いてゐるかといふお話かと思ひますが、その点につきましては、午前来のお話の間にも出ておりましたけれども、林業労働者に対する社会保障制度の適用が不十分である、失業保険の適用を受けておる者が非常に少ないといふやうなことがございします。少なくとも失業保険の對象になり得るやうな形にまで就労を長期化するといふことが最も望ましいのではないかと。ということで、最低二百五十日といふところまで持ち込みたいといふやうに考へてゐるわけでございます。

この失業保険の對象につきましては、失業保険制度の對象に農林漁業者を包含するやうな形で制度改正を行なへといふことが、失業保険法の改正のときの附帯決議であつたかと思ひますが、それに織り込まれておりました、大体五十一年の三月までには何らかの具体案を練るやうにといふやうなことがございします。私どももいたしましては、労働省と力を合はせて、そういうやうな形のもの、一日も早く実現するやうな形に持つてまいりたいといふやうに考へておるわけでございます。

そういうやうな形で通年就労ができないやうな林業労働者がどういふやうな形で生活をしていくと考へておるのかといふお話でございますが、林業労働者につきましては、おおむね農業なり、まれな例でございしますが、漁業といふやうなもの、兼ねておるといふやうなことでございまして、おそれるはそういうやうなものと、兼業収入と両方合わせた収入で生活をしておるといふやうな形であるやうと思ひますけれども、そういう形のもの

いる。そういったことと比較してみますと、そこに給付と負担の非常なアンバランスが生じてくる。そういった意味で、世界各國におきましても農林水産業等には特別の扱いをしておるところが多いわけでございます。そういう意味で、この問題は非常にむずかしい問題でございます。また、事業所の所在地も非常に通常の都市から遠いところがございますし、事業処理体制も、先ほど来先生からも御指摘のございますように、非近代的な面もございまして、必ずしも雇用関係なり賃金支払い関係が明確でないような場合もございまして、そういう意味で、これを強制適用に踏み切りますには、それまでいろいろと条件整備をしていかないといかぬだろうと思ひますし、また失業保険としてそういった毎年の失業というものにどう対処していくかというようなことも研究いたさねばならぬと思ひます。

そういう意味で、私ども、林野庁とも密接に連絡をとりましますと、現在労働省の中に研究組織を設けまして、農林水産業当然適用の問題もあつたこと、制度全般について研究を行なつております。できますならば、年中ぐらゐには結論を出して、所要の法案を国会に出したいと考えておりますが、現在のところはそういうところで準備を進めておる段階でございます。

○諫山委員 今年中ぐらゐには結論を出したいというおことはですが、一番早く進むとして、いつごろ法案は出せる予定ですか。来年の国会ですか。○閣下説明員 本年中に研究等の結論が出ました場合には、私も法案を作成いたしまして、関係の審議会等に諮問いたしまして、所要の手続を経て国会提出するということになれば、来年の二月ごろというのが一番早い時期でございます。ただ、その場合にも、農林水産業に失業保険を適用する場合に、ほんとうにいつからやるか、法案としてはそういうものを出しますが、適用月日をいつにするかというところは、いろいろの準備等もございまして、法案成立後直ちにというようなことが出来るかどうかはいろいろの問題があるかと思ひます。

ますが、法案といたしましては、来年の二月ごろ提出するというのが一番早い時期になろうかと思ひます。

○諫山委員 私は、民有林で働いている労働者については、本来は通年就労を確保して、普通の労働者のような生活条件、労働条件をつくり上げるのが先決だと思ひます。しかし、さっきの林政部長のお話では、いつそういう状態が実現できるのかさっぱり見通しもつかないというような状態でありまして、だとすれば、その間労働者は仕舞いにならないわけにはいかない、食わないわけにはいきませんから、やはり政府のほうでも十分社会保険的なあるいはその他さまざまな施策を講じて、林業労働者の生活を守ることが必要だと思ひます。さらに、こういう森林の問題を考える場合に、どうしても私たちが避けて通ることができないのは、この前の札幌地方裁判所の長沼事件の判決についていろいろのことを述べています。特にきょうの審議で関係が深いと思ひますのは、保安林に対する考え方でありまして、これは、農林大臣は訴訟の当事者で、敗訴の責任者でありますから、おそらくいろいろ慎重に検討しておられると思ひますが、あの長沼判決の保安林について述べた部分については、農林大臣としては一般論として反対なのか、それともあつた方自体には反対はされないのか、お聞きしたいと思ひます。具体的には、保安林というのは、ただ保安林の所有者の利益を守るためだけにあるのではなくて、地域住民の利益を守るためにあるのだというように、いろいろの判決は説明してありますが、これは農林大臣からお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○平松説明員 大臣がお答えになります前に、私から事務的にお答えを申し上げておきたいと思ひます。保安林の性格につきましては長沼判決で触れられておる点につきましては、先般の委員会でもたしか先生から御指摘があつたかと思ひますが、保安林が、森林の持つ公益的機能ということによりまして、その関係の地域住民に利益を与えるということ、これは否定すべくもないことでございます。すけれども、また、森林所有者のための制度でないという点につきましては、むしろ森林所有者については、森林所有者の権利を制限するといふものでございまして、また、その地域住民の利益になるという点につきましては、地域住民の利益といふのは森林の公益的機能の反射として受けるという方がかなり多い、そういうようなもの、あるいは中には法律上の権利として保護されるものもあるわけでございますけれども、そういうようなものも含めて、保安林の利益を受けるという点についてはそのようなことであらうというふうに考えておるわけでございます。

○櫻内国務大臣 私は、ただいまの御質問については、具体的に一体地域住民にこの保安林がどの程度の利益をもたらしておるか、また、保安林の解除に伴つて行なわれた施設が、保安林の持つおつた地域住民に与えた利益とどう違ふのか、こういうような点を私は詳細に検討してみました。その結果は、防衛庁の行ないました各種の施設、詳細はお尋ねがあれば申し上げますが、それらの点についていろいろ公判廷で御批判もありました、われわれとしては十分地域住民の利益は確保されておるものだ、こういうふうに見ておるのでございまして。

○諫山委員 私は、むしろ長沼の実情について聞いているのではなくて、あの判決では幾つかの一般的な理論を展開しています。たとえば自衛隊は憲法九条で禁止した戦力だ、陸海空の軍隊だといふようなこともいっています。自衛隊法やそれに関連する法律は違憲で無効だということもいっています。そういう一般的な命題の一つとして、保安林といふのはかくかくの趣旨でつくられたものだとすることを述べているはずですが、この命題には賛成できるのかどうかと聞いているのです。

○櫻内国務大臣 保安林は、言うまでもなく、それぞれ機能に応じて農林大臣の権限で指定をいたすのであります。したがって、その機能というものが地域住民にとって必要なものであるということは言うまでもないと思ひます。

○諫山委員 農林大臣は、第一審の長沼判決に控訴を申し立てましたが、しかし、農林大臣が不服だったのは、保安林について述べた部分ではなくて、その他の部分だといふふう聞いていいのですか。

○櫻内国務大臣 政府がしばしば自衛隊は違憲ではないといふことをはつきり申しておる国の最も大きな方針について、今回の判決が違憲を前提として、公益上の理由はないといひたしておりますから、上訴を私自身が決意をいたしましたのは、従来の政府の方針からいまして、これはわれわれとしては違憲といふことは認められないということと上訴をいたしましたのであります。上訴についての理由書というものは、現在、農林省あるいは法務省、緊密な連絡の上、検討中でございますので、いまここで申し上げられませんが、判決後に行なわれました政府を代表しての官房長官の声明に基づき、また私自身が違憲に対して不服で上訴いたしましたのであります。

○諫山委員 私が憤慨にたえないのは、いまの田中内閣の政治の中で、防衛がすべてに優先しているという感じを受けるからです。たとえば、私はこの委員会、岡垣射撃場の問題について二回質問しました。この質問のときに、林野庁長官は、岡垣の保安林として機能させたい、米軍の射撃場がなくなつたところは保安林の機能が回復できるように植林をしたい、二回にわたつて答弁しました。そして同席された農林大臣もその趣旨を肯定されたと思ひます。ところが、全く委員会と別なところで、閣議決定ということで、防衛上の立場から委員会での言明がじゅうりんされる。私はこういうことを経験してきました。委員会であつた林野庁の責任者、農林省の責任者が、保安林として機能させたいと言っているのに、どういう力がこの言明をひっくり返しているんでしようか。私はいまの政府の政策の中で防衛最優先とい

う立場から委員会での審議がどうぐつで踏みにじられたというふうに思えてしょうがないのですが、なぜ委員会での答弁がひっくり返されたのか、御説明ください。

○櫻内国務大臣 いま速記録を取り寄せてよく見なければなりません、私がどのような発言をしたかにつきましては、どうも御指摘とは私の表現が違っておったんじゃないかと思いますが、しかし、農林省の林野長官の答弁のほうにつきましては、御指摘のようにも私も記憶をしておりますのであえてここで御質問にさからう考えはございませんが、一応御質問に沿って考えますならば、練山委員は先ほどから多賀谷委員の御質問に私が答えておったことをお聞きになっておったと思うのであります。そこで、私の考えは大体おわかりであらうと思うのであります。自衛隊が共同使用しておったという事実に出発をいたしまして、福岡県知事のとりた措置については私は了承しておる。しかも今回の措置は、きょう繰り返し念を押されたように、時限が限られておることでございますまして、別に私は腕弁を弄するわけではございませんが、要するに、ある時期がくればいま御質問のような状態に岡垣の射爆場は戻る、こういうことには間違いないのでございまして、遺憾ながらその代替の場所がまだないということから今回の措置になった。しかし、代替の場所も早急から御答えをいたしたようなわけでございします。

○練山委員 私はいま岡垣射爆場の問題を蒸し返そうとは思いません。ただ、私が憤慨しているのは、農林水産委員会でも責任をもって答弁されたことが、違った場所ですり返されておるということ。そういうことがありますから、たとえば農林大臣が農産物自由化の拡大はいたしませんと幾ら言っても、田中角栄さんが言わない限り大臣の発言が微妙な点で食い違っているからです。こういうことになりますと、すべての委員会に田中さんに出席してもらうはかありません。そうで

ないと、責任ある審議はできないからです。この場合も同じようなことが繰り返されたじゃないか。それは確かに総理大臣のほうで農林大臣よりもえらいでしょうが、それでは何のための委員会審議か、また防衛優先ということがまかり通るなら、防衛問題に関するところは幾ら議論しても同じことになるじゃないか、こういうことを私は憤りをもつて思い起こしているわけです。この点はもう答弁は要りませんが、福岡県の平和を愛する人たちは今度の措置に非常に憤慨している。日本じゅうの人がこういうやり方に反対しているということをあらためて胆に銘じて、この問題は長沼判決とともに非常に重大な問題として考えていただきたいと思ひます。

終わります。

○櫻内国務大臣 いまの御発言は私も非常に重大に受けとめました。私は少なくともここで答弁していることにつきましては最大の責任を持って実現に努力をしておるわけでありまして、私はあえてここで強調しないのは、岡垣の射爆場の問題にしても他の関係できまつたとかなんとか言ひますけれども、これは事の重要性から閣議の了承事項、増原長官の提案によって関係省庁の了承によって行なわれたということも申し上げておきます。また時期的にある期間が置かれておりまして、必ず回復するということについては間違ひなく結論が出ておるのでありまして、そういう点でいろいろと御不満な点のあることはよくわかりますけれども、しかし、それだからといって、それを前提にして委員会の審議なんかどうでもいいんだというふうにお導きになることについては私は非常に遺憾に思ひます。

○練山委員 私ももう一べん発言させていただきます。私は委員会の審議がどうでもこうでもいいんだとは思っておりません。非常に大事だと思つておるんです。しかし、委員会の審議がどこか私たちの手の届かないところにくつがえされるようなことはやめてもらいたい、こう言っているだけです。

終わります。

○佐々木委員長 次回は明二十日、木曜日、午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時十六分散會